

EGS の自由化交渉の論点と WTO の貿易規律に関する考察  
環境物品交渉における概念化および特定化作業を中心に

九州大学大学院経済学府博士後期課程

日野道啓\*

はじめに.

本研究は、ドーハ閣僚宣言 (Doha Ministerial Declaration : DMD) のパラグラフ 31 (以下、パラと記す) の において、「貿易と環境の相互支持性を高める観点」から交渉が宣言された、環境物品およびサービス (Environmental Goods and Service : EGS) の自由化交渉について考察する。その際、貿易規律の分析に適する環境物品の自由化交渉に焦点をあてる。

さて、そもそも EGS とは何であろうか。直感的に説明すると、環境への負荷が少ない、もしくは環境対策に必要な物品およびサービスの総称である (外務省国際機関第一課 [2004])。たとえば、排水管理に有益な水の濾過機などの「汚染管理型」、洗浄技術が体化された一般製品よりも節水型の食器洗浄器などの「洗浄技術型」、再生可能な資源を利用した製品である風力発電機「資源管理型」などである。現状では、EGS の定義は WTO 内に存在しない。

この EGS は、ドーハ開発アジェンダ (Doha Development Agenda : DDA) において多国間環境協定 (Multilateral Environmental Agreement : MEA) とともに「貿易と環境」というテーマで実質的に交渉が開始された項目である。環境とは、競争政策や、投資ルールなどとともに「非貿易的関心事項」(Non Trade Concerns) と呼ばれる。非貿易的関心事項とは、もともと農業協定第 20 条に明記され、産品を生産するという「経済的機能」に加え、環境保護の必要や食糧安全保障などの「非経済的機能」に着目したものであり、単純な貿易自由化を志向しない、「貿易とは異なる固有の目的を指向するものであることを強調した用語法である」(小寺 [2003a] p. )。もっとも、「貿易とは異なる固有の目的」とは曖昧な表現であり、非貿易的関心事項の概念について各国の見解が統一されているわけではない。しかし、非貿易的関心事項とは、完全雇用・実質所得・有効需要の増加という「経済的目的」のために、「資源の最適配分に信頼を寄せた市場メカニズムを維持するための取り決め」(西田 [2002]) という GATT の当初の理念との乖離を窺わせるものである。

---

\* ひの みちひろ 九州大学大学院経済学府 Email:ec304012@s.kyushu-u.ac.jp

さて、この貿易目的に関する WTO 協定の貿易規律の複雑な全体像については、小寺 [ 2003b ] によって、2 組みの対照的關係にあることが明解に整理された。すなわち、第 1 に、GATT 体制時より引き継ぐ、完全雇用・実質所得・有効需要の増加という「経済的目的」と、WTO 体制になって序文に追加された環境の保護・保全、世界の資源の最適利用などの「非経済的目的」という 2 つの貿易目的であり、第 2 に、物品およびサービスの他国市場への輸出機会、すなわち「市場アクセス」の保障と、TRIPS 協定にみられる「市場アクセス」を目的とせず、場合によっては輸入減少効果をもつ「貿易歪曲防止規制」(小寺 [ 2003b ] p.13) という 2 つの貿易原則である。

なお本研究では、貿易原則に関しては、小寺 [ 2003b ] の整理とは異なり、GATT の当初の理念に則り「市場アクセス」の促進を導くための原則である「市場メカニズム維持および強化」と、それに修正を課す「市場メカニズムの修正」と整理する。前者は、市場メカニズムによる資源の最適配分に信頼を寄せるものであるから「市場原理原則」、後者は市場メカニズムの不完全性を補うものであるから「市場管理原則」と呼ぶことにする。このように整理する理由は、非貿易的關心事項をいかに位置付けるかというスポット的視点と異なり、現行の WTO 体制を GATT 体制時からの連続的な流れで考察することを可能にし、また小寺 [ 2003b ] の法学的アプローチと異なり、経済学的アプローチを可能にするものだからである。

さて、このように 2 組みの対照的關係にある貿易規律を内包する現行の WTO 体制には、これらの規律をどのように整理するかという課題が浮上しているのである。翻って、EGS 交渉とは、ドーハ閣僚宣言 (DMD) によると、貿易と環境の相互支持性の強化を志向するものであった。また、その目標から判断して、その貿易原則には必ずしも「市場原理原則」の貫徹が実現されるとは限らない。つまり、EGS 交渉は、現行の WTO 体制の構造を規定する貿易規律を読み解く、最適な材料なのである。

本研究でとくに焦点をあてる貿易規律は、DMD に則して貿易目的であるが、さて、この 2 つの貿易規律の關係は、いったい何をみれば問えるのであろうか。考えられる方法は、EGS の概念化 (conceptualization) および特定化 (identification) の過程を考察することではなからうか。なぜなら、EGS の概念化および特定化の作業は、EGS の自由化によって期待される効果に基づいて、具体的な品目を認定する作業であるからである。期待される自由化の利益が望めないものを、EGS に特定化することはありえないし、またそのような品目が EGS 群に入られないように EGS の概念化はなされるはずである。よって、本研究では、おもに EGS の概念化および特定化の作業に焦点をあてる。

本研究の課題は以下の 2 つである。第 1 は、各国の提案内容を内在的に分析し、現状の交渉の構造把握を可能にする論点を明示することである。第 2 は、第 1 で明示された論点をもとに WTO 体制の 2 組みの対照的關係にある貿易規律の關係を問うことである。

本研究は、次のような構成をとっている。第 2 節では、EGS 交渉の経緯とその現状について分析し、環境物品交渉が相対的に進展していない原因を明らかにする。第 3 節では、

環境物品交渉を進める各アプローチとそれに内在する問題点について分析する。第 4 節では、第 3 節の分析をもとに環境物品交渉の論点を明示し、それに基づき WTO における貿易規律の関係について検討する。最後に、本研究の結論と今後の課題を述べ、むすびとする。

## 2. 環境物品交渉と環境サービス交渉の現状

### 2-1. 環境物品交渉遅滞の原因

WTO では、環境物品を GATT、環境サービスを GATS の対象と定め (WTO [ 13 March 1998 ] "WT/CTE/W/67/Add.1" p.4 para.18) 両者を明確に区分している<sup>1</sup>。現行の交渉は、貿易と環境に関する委員会 (Committee on Trade and Environment: CTE) の監視のもと、環境物品は非農産品市場アクセス交渉 (Non-Agricultural Market Access Negotiating Group: NAMA) にて、環境サービスはサービス貿易理事会の特別会合 (Council on Trade in Service Special Session: CTSSS) にてそれぞれ行なわれている。

この環境物品と環境サービスの交渉の進展度合いは、対照的である。UNCTAD [ 2004 ] に言わせれば、環境物品交渉は「行き詰まり」(the checkmate situation) であるが、環境サービス交渉は「高レベルの交渉活動」(high level of activity in the negotiations) であるという (p.54)。

事実、環境サービス交渉に関しては、1998 年末の時点で約 50 の加盟国がこの分野のコミットメントを行なっている (岩田 [ 1999 ] p.155) のに対して、環境物品交渉では具体的なモダリティー<sup>2</sup>を詰めるのにほど遠い。なぜ、このように両交渉の進展具合に差が生じているのであろうか。その最大の原因は、環境サービスではウルグアイ・ラウンドにおいてサービス品目表 (MTN. GNS/W/120: 以下 W/120 と記す) が作成されているのに対して、

---

<sup>1</sup> WTO 内には EGS の定義がないことはすでに述べた通りであるが、現状において交渉に役立つ参照可能な EGS の定義を提供する OECD、UNCTAD では、それぞれ独自に以下の定義を与えている。OECD は、「環境リスクを減少させて、資源使用と汚染を最小化するための洗浄技術、産品およびサービスを含み... 水、大気、土壌への環境損失、ならびにエコシステム、騒音、廃棄物と関連する問題への、測定、防止、制限、最小化あるいは修正するための物品およびサービスを生産する諸活動」(OECD/Eurostat [ 1999 ] p.9) と定義している。UNCTAD では、環境物品の定義方法として、環境サービスを経由して提供されるもの、環境サービスとして提供されるものの 2 つをあげている。具体的には、前者が、環境サービスを届けるために不可欠な物品 (例、廃水処理・廃棄物管理) であり、そして後者が、貿易相手の他の同様の産品より、環境上望ましい産品 (environmental preferable product: EPP、なお EPP について詳しくは、本研究の p.20 を参照されたい) である (UNCTAD [ 2004 ] p.35) このように両定義では、環境物品と環境サービスを概念的に区分して把握していない点には、留意が必要である。

<sup>2</sup> 現状では米国が、コアリスト (core list) に関しては、出来るだけ早急に 2010 年以内に全ての産品の関税撤廃を、また補完リスト (complementary list) に関しては、2010 年までにノミネートされた品目のうち一定の割合 (x%) を自由化するというモダリティー案を提案している (WTO [ 7 July 2003 ] "TN/MA/W/18/Add.5, TN/TE/W/38" pp.2-3 paras.6-7) しかし、後にもるように、現在の交渉の焦点はモダリティーの対象となる品目案の作成に向けられており、モダリティー案をめぐる議論は十分に行なわれていない。

環境物品交渉は、交渉が開始されて日が浅く<sup>3</sup>、品目リスト一覧が作成されていないことにある。つまり、環境物品交渉の現状は、具体的な貿易上の優先的取り扱い、関税削減水準等々について話合う以前の自由化対象品目群の作成段階にあるわけである。

## 2-2. 環境サービス交渉の懸案

もっとも、環境サービス交渉にも多くの課題が山積しているのは紛れもない事実である。ただし、環境物品交渉と異なり、これらの課題は、いかに加盟国のコミットメントを増やし、より自由化を押し進めるかという目的に根ざすものであることを看過してはならない。なかでも、重要な課題は、現行の W/120 の再検討である<sup>4</sup>。W/120 では、環境サービスを汚水サービス (Sewage services)、廃棄物処理サービス (Refuse disposal services)、衛生サービスおよびこれに類似するサービス (Sanitation and similar services)、その他 (other) に分類している。

この分類は、加盟国間の統計データ収集を容易にするために、「国際連合の中央生産分類」 (Central Product Classification : 通称「CPC コード」) に基づいて作成されたものであることはよく知られている。したがって、この分類が、環境サービスのすべてをカバーしているわけではないし (岩田 [1999] p.164) また基準となった CPC 自体も改訂され、CPC version 1.0 が存在している (それぞれの分類比較については表 1 参照のこと)。さらに、この分類は、ウルグアイ・ラウンドにおいて金融サービスや通信サービスなどと比較して各国の注目が十分に向けられないなかで作成されたものでしかない (OECD [2001] p.18)。それらの要素に加えて、現実の環境サービスの著しい発展をかんがみれば、W/120 の改革案が提出されるのは、当然の帰結である。

この W/120 の改革案は、すでにいくつか提出されている。それらの見解は、W/120 が現実の環境サービスを反映していないという W/120 の質の改善案と、W/120 の範囲が狭すぎるという、W/120 の範囲の改善案に集約される<sup>5</sup>。内容は、W/120 が作成された当時と現状では環境サービスの質的变化がおきており、配管の末端 (end-of-pipe) 的な活動に焦点をあてている現行のリストを見直し、コストパフォーマンスにも優れる汚染予防 (pollution prevention) 活動も採り上げなければいけないという意見である<sup>6</sup>。このような

<sup>3</sup> 詳しくは、本研究の 3-3-1 を参照されたい。

<sup>4</sup> その他の課題としては、たとえば、環境サービスの自由化問題に関連する技術的な課題である、補助金問題、政府調達、個々のサービスプロバイダーに必要な資格基準、技術移転等々があげられる (UNCTAD [2004] p.45)。

<sup>5</sup> その他では OECD [2001] が、W/120 には産業に直接提供されるサービスを含んでいないと批判している (p.19)。

<sup>6</sup> 配管の末端的活動とは、環境問題に対する瀬戸際対策を意味し、一方の汚染予防とは、未然に防ぐ活動を意味する。両者の概念的区分として、OECD [2001] では、前者を川下の生産工程における活動、または生産後の有害物質の排出を分離するための活動、後者を川上の生産工程の変化に関与する活動としている (p.14)。

表1 GATS と CPC の環境サービス分類

GATS の分類	CPC の分類	CPC Version 1.0 の分類
A 汚水サービス	9401 汚水サービス	941 汚水サービス 94110 汚水処置対策 94120 タンクの中身の除去および洗淨サービス
B 廃棄物処理サービス	9402 廃棄物処理サービス	942 廃棄物処理サービス 94211 非有害廃棄物収集サービス 94212 非有害廃棄物処理サービス 94221 有害廃棄物収集サービス 94222 有害廃棄物処理サービス
C 衛生サービスおよびこれに類似するサービス	9403 衛生サービスおよびこれに類似するサービス	943 衛生サービスおよびこれに類似サービス 94310 掃除および除雪サービス 94390 その他の衛生サービス
D その他	9404 排気ガス処理サービス 9405 騒音除去サービス 9406 自然および景観の保護サービス 9409 その他の環境保護サービス	949 その他の環境保護サービス

出所) OECD [ 2001 ] p.17 より

意見は、たとえば米国( WTO[ 18 December 2000 ]"S/CSS/W/25"p.2 para.6 )、スイス( WTO [ 4 May 2001 ] "S/CSS/W/76" p.1 para.3 ) また後にみる EC<sup>7</sup> ( WTO [ 28 September 1999 ] "S/CSC/W/25" p.2 para.2 ) が述べている。 の内容は、一般的に環境に関連するサービスを提供すると考えられる建設・エンジニアリング・コンサルティングなどを環境サービスに含め、一層の自由化を行なうべきであるという議論である。

ただし、これらの項目の取り扱いには制約があり、それは W/120 の相互排除性( mutually exclusive nature ) という性格である。 W/120 では、すでにある分野に分類された項目を、他の分野に分類することはできない。 よって、上記の関連項目のうち、他の分野に分類されているものは環境サービス分類に含めることができないのである。

さて、これらの提案を包括した分類改革として EC 案がある。 EC 案は、サービスの評価

<sup>7</sup> EC とは、EU が WTO 加盟の際に登録した名称である。したがって、EU は、WTO の公式文書では EC と記される。

基準を最終用途に応じて定める最終用途目的 (end-use) に基づいて、純粋に環境的なものとして分類できるコアの環境サービス (core environmental services) と、R&D やエンジニアリングなどの GATS の他分野に分類されているが、環境サービスに関連するものを概念的サービス (conceptual services) として区別する。そして、コアの環境サービス分類は、水や大気などの環境メディア (environmental media) に応じて、現行の 3 つのサブセクター (sub-sector) から「人間が使用するための水および排水管理」(Water for human use & wastewater management)、「固形/有害廃棄物管理」(Solid/hazardous waste management)、「外気および気候の保護」(Protection of ambient air and climate)、「土壌および水の改善および浄化」(Remediation and cleanup of soil & water)、「騒音および振動の軽減」(Noise & vibration abatement)、「生物の多様性および景観の保護」(Protection of biodiversity and landscape)、「その他の環境的および補助的なサービス」(Other environmental & ancillary service) に拡大させ、この項目は、環境サービス分類には含めず、チェックリスト (check list) に委ねようというものである (WTO [ 22 December 2000 ] "S/CSS/W/38" p.2 paras.6-8)。この新しい分類方法だと他の GATS に分類されていない項目のみが、環境サービスに分類されるため、W/120 の相互排除性は保たれる。

さて、この EC の分類改革に多くの国々は賛成している。なかでも、注目に値するのが、コロンビアの賛成である (WTO [ 27 November 2001 ] "S/CSS/W/121" p.2 para.7)。Chaytor [ 2002 ] は、環境サービス交渉の分類改革に関して、先進国が分類表の一方的拡大を要求し、途上国はそれに一方的に反対していると述べていた (p.212)<sup>8</sup>。しかし、実情は、コロンビアの見解にあるように、Chaytor [ 2002 ] の指摘通りではなく、単純な南北対立の構図にはないことがわかる。

この EC 案は、もともと DDA が開始する以前の 1999 年に発表された旧提案 (WTO [ 28 September 1999 ] "S/CSC/W/25") に基づき、2000 年に提案されたものがある。しかし、このような包括的な提案がありながらも、環境サービス交渉は後にみる環境物品交渉と異なり、この提案に賛否両論交えながら積極的な議論が行なわれこなかった。最新の分類改革に関する提案では、せいぜいコンサルティングサービスのみを環境サービス分類に含めるべきであり、R&D やエンジニアリングなどの他の部門とオーバーラップする項目は含めるべきでないと述べられているくらいである (WTO [ 11.February 2005 ] "TN/S/W/28" p.2 para.9)。つまり、環境サービスの概念化および特定化の作業は、分類改革のために必要でありながらも十分に行なわれていない。

考えられるその原因は、GATS の発効から 5 年後の 2000 年から自由化交渉が開始されたことや、GATS の第 4 部「漸進的な自由化」(progressive liberalization) に表されるように GATS が早急な自由化には慎重であること、そして、曲りなりにも分類表がすでに存在

---

<sup>8</sup> もっとも、Chaytor [ 2002 ] のこの主張は、EC 案などの環境サービス分類改革案の真の目的が、先進国の比較優位部門の拡大を正当化する目的に使用されている、という問題意識のもとに述べられている。この点は、慎重に検証する必要がある。

していることもあり、各国のリスト見直しに対するインセンティブが相対的に弱いことなどが考えられる。

さて、このような環境サービス交渉とは対照的に環境物品交渉では、リスト作成の一環として、環境物品の概念化および特定化の作業が熱を帯びて真剣に議論されている。

### 3. 環境物品の概念化および特定化の作業

#### 3-1. 概念化および特定化の作業の困難性かつ重要性

環境物品の概念化および特定化の作業は、貿易環境委員会特別会合(Committee on Trade and Environment in Special Session : CTESS)にて行なわれている。この概念化は、困難かつ重要な作業である。ここでは、具体的な交渉の中身を考察する前準備として、環境物品の概念化および特定化の作業の重要性を確認しておこう。

まず、環境物品の概念化および特定化が困難である原因は、その設計に関して一義的に取扱うことが本質的に困難な「環境」(environment)をどのように捉えるかという問題が関わってくるからである<sup>9</sup>。

ここで、環境という空間の性質について若干触れておく<sup>10</sup>。そもそも環境とは、フランス語の *milieu* に由来し(渡辺[1977] pp.10-11) もともと「或るものを中心にして、それを取り囲んでいるもの」を意味する。よって、「何かが何かの周りにある」というだけでは、「環境」とはならない。あくまで、何か或るものを中心にして、それを取り囲んでいるものが、中心にあるものと何らかの仕方で或る関係にあるものでなければならない(長崎大学文化環境/環境政策研究会編[2001] pp.4-5)。換言すると、「環境」の成立には、あくまで「或る中心」と「何らかの仕方で関係した自然」という二つの要因を欠く事ができない。本研究では「或る中心」を「主体」、「何らかの仕方で関係した自然」を「周囲」を呼ぶことにする。

環境とは、このように「主体」と「周囲」が決して一様ではない何らかの仕方で結びついた多様な関係によって成立するものである。したがって、各国の環境意識は、「主体」を取り巻く「周囲」の自然状態のみならず、「主体」の「周囲」に対する意識ならびに、その意識を規定する経済的要因を含んだ諸要因の影響をうけるのである。

さて、環境物品の概念化および特定化は、自由化対象品目を規定するものであるため、環境物品の自由化の結果に多大な影響を及ぼす重要な作業である。概念化の作業に関して Araya [2003] は、EGS の定義の制限が自由貿易と環境の両立という便益の範囲を狭める

---

<sup>9</sup> 事実、日野[2004]では、現行の環境物品交渉において、チリの「日本リストに対する批判から環境意識の統一の困難性を読み取ることができると指摘していた(p.161)。

<sup>10</sup> 以下の議論については、詳しくはまた別の機会に行なう。

懸念があると述べており (p.1)、その一方で Chaytor [2003] は、EGS の広範な定義は、環境への便益をもたらさない物品およびサービスを包摂してしまうリスクがあると述べている (pp.1-2 para.3)。

また、このような環境物品の概念に影響をうける環境物品の特定化の作業は、各国の輸出機会と同時に各国の EGS 産業の成長環境を規定するものであるため、各国の利害対立を避けて通れない問題である。なお本研究で焦点あてるのは、各国リストの特定化した個別の品目ではなく、特定化方法であることを断っておく。

さて、現状の CTESS では、交渉を進めるためのアプローチとして対照的な次の 2 つに注目が集まっている。1 つは、環境物品の概念化を通じて交渉を進める、トップダウン型アプローチ (top-down approach) または概念的アプローチ (conceptual approach) であり、もう 1 つは環境物品の特定化を通じて交渉を進める、ボトムアップ型アプローチ (bottom-up approach) またはリストアプローチ (list approach) である。概念的アプローチとは、まず環境物品の評価基準を定め、それに基づいて環境物品を認定するという方法である。リストアプローチとは、まず具体的な品目を特定化して一覧を作り、それを交渉の材料にして環境物品を認定するという方法である。

以下では、まず環境物品の評価基準作成の作業を、続いて提出された各国が作成した品目リスト案をそれぞれ考察し、その後その他のアプローチについて考察する。

### 3-2. 環境物品の評価基準作成の閉塞性

現状の環境物品の評価基準作成の作業は、十分な進展をみせていない。したがって、確定的な議論を提示するに至っていない。その原因は、前節で述べた各国の環境意識の統一の困難性のためであると考えられる。交渉の成果らしきものは、次の 2 つの評価基準の採否に関するコンセンサスが得つつある点だけであろう (主要な各国の提案に関しては、表 2 を参照のこと)。第 1 は、最終用途目的 (end-use) を評価基準として用いることに賛成というものである。第 2 は、生産工程方法 (PPM) を環境物品の評価基準として用いることに反対というものである。

まずは、最終用途目的からみてゆこう。この基準の採用を支持する加盟国は多い。最終用途目的については既述であるが改めて説明すると、環境物品の評価基準を品目の最終用途に応じて定めるものである。たとえば、パイプが下水道で使用される場合、その最終目的から判断して環境物品と定める、などである。しかし、この基準には運用上重大な課題がある。それは、再びパイプを例にすると、下水道で使用するパイプは、必ずしも下水道だけで使用するとは限らないからである。一例をあげれば、パイプは工場の汚水を河川に放出することにも使用可能である。つまり、最終用途目的で品目を判断する場合、多くの品目には「環境に資する使用」(environmental use) とともに、「環境に資さない使用」(non-environmental use) という環境に与える影響が全く異なる「二重の使用目的」(dual

表 2 主要各国の提案状況

	最終用途目的	PPM	品目リスト	地球環境目標
米国	○			
ニュージーランド	○			
EC		○		○
スイス		○		○
日本				
カナダ	○			
韓国	○			
台湾	○			
カタール				

注) ○はその項目に賛成したことを、○はその項目に反対したことを、○はその項目を提出したことをそれぞれ意味する。

出所) WTO [ 6 July 2005 ] "TN/TE/W/57"、WTO [ 4 July 2005 ] "TN/TE/W/52, TN/MA/W/18/Add.7"、WTO [ 2 June 2005 ] "TN/TE/W/50"、WTO [ 26 May 2005 ] "TN/TE/W/49"、WTO [ 18 February 2005 ] "TN/TE/W/48"、WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47"、WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10"、WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/W/44"、WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9"、WTO [ 7 July 2003 ] "TN/MA/W/18/Add.5, TN/TE/W/38"、WTO [ 21 February 2003 ] "TN/TE/W/19, TN/MA/W/24"、WTO [ 7 January 2003 ] "TN/MA/W/6/Add.1"、WTO [ 20 November 2002 ] "TN/MA/W/15, TN/TE/W/17"、WTO [ 31 October 2002 ] "TN/TE/R/3"、WTO [ 15 October 2002 ] "TN/MA/W/9"、WTO [ 24 June 2002 ] "TN/MA/W/1"より作成。

use) をもつ場合が多々あるのである。

ただし、最終用途基準は、後述の PPM や、品目を生産段階のみならず流通、消費、廃棄などの各段階における環境影響を考慮するライフサイクルアプローチ ( life cycle approach: LCA ) と異なり品目の特定化が容易であり、現行の WTO ルールに整合的であるという点で、各国が賛成している。

続いて PPM についてみてゆこう。各国の大勢は、この基準の採用には否定的である。そもそも PPM とは、「一般的に産品が生産されるその工程と方法、さらに天然資源などが抽出されたり、動植物の飼育、屠殺する方法など」をさす ( OECD [ 1997 ] p.7 )。

一般に環境に配慮するのであれば、この PPM の差異に注目し、環境負荷の大きな産品の消費や使用を抑え、負荷の小さい産品と代替する、または、負荷の少ない生産方法を用いることは、有意義である。よって、生産工程における環境負荷の差異で産品を差別化することは合理的である。しかし、PPM を理由に産品を差別化することは、GATT 違反である

という考え方は、一連の紛争処理で支持されている<sup>11</sup>。ただし、ここで注意が必要なのは、差別化が許可されていないのは PPM 全体ではなく、産品非関連 PPM ( non-product-related PPM ) のみであるという点である。産品関連 PPM ( product-related PPM ) には、貿易の技術的障壁に関する ( Technical Barriers to Trade Agreement : TBT ) 協定が適用される。その産品関連 PPM とは、「産品が消費または使用された場合、産品それ自体が環境への負荷や汚染などの影響を及ぼす、産品の性格を規定する PPM」であり ( OECD [ 1997 ] p.7 )、一方の産品非関連 PPM とは、「産品のそれ自体の特性に関係せず、生産の段階で環境にマイナスの影響を及ぼすような PPM」をさす ( OECD [ 1997 ] p.7 )。すなわち、産品の特性を変える形で物的に生産物に体化されていない PPM に基づく差別化が、現行の WTO 協定で問題となるのである。

もっとも、小寺 [ 2003b ] が指摘するように、PPM 規制を WTO 体制に組み込むこと自体に法律論的観点からは問題はない ( p.26 )。ここで問題となるのは、もっぱら経済的観点からである。その理由は、第 1 に生産方法の違いは産品の費用を決定する比較優位の源泉の 1 つであるからである。つまり、これを基準に差別化をするとあらゆる種類の産品の差別化を可能にしてしまう。第 2 に産品の生産工程を輸入国側で特定することは一般に困難であり、その運用が恣意的になりやすい、第 3 に自国の環境の状況等に従って設定された PPM 規制を環境の状況等が異なる他国に適用することは、環境保全上の観点からも望ましくない可能性があるなどが考えられる<sup>12</sup>。つまり、この基準の採用は、運用上、現行の WTO 協定の自由貿易の原則に支障を与え、「市場原理原則」に影を落とすものである。したがって、各国の大勢は否定的な姿勢をとっているのである。

しかし、このような見解に異を唱える少数意見も当然存在する。たとえば EC は、PPM をめぐっては、「材料と生産のあり方」 ( sustainable production characteristics ) を評価基準として考慮する議論を受け入れると述べている ( WTO [ 24 June 2002 ] "TN/MA/W/1", p.2 para.6 )。また、スイスも PPM 基準禁止の決断には否定的である ( WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10" p.12 para.60 )<sup>13</sup>。

さて、ここで 1 つ疑問が生じる。それは、なぜ EC・スイスは、大勢の意見に反してこのような主張をするのであろうか、という点である。この点は、次節で検討することにする。以上、本項で考察した通りこのように遅々として進まない概念的アプローチを目の当たりにして、リストアプローチへの期待が高まっている。次項では、環境物品の評価基準が先ず必要がないと考えられている各国が独自に提示した具体的な品目リスト案を考察する。

---

<sup>11</sup> ただし「アスベスト事件」では、PPM 基準の差異性を考慮し、人の健康を守るための措置として GATT 第 20 条 (b) 項が適用され、アスベストとその代替物質を「同種の産品」とはみなさいという判断が下されている。

<sup>12</sup> 天野 [ 2003 ] pp.97-99、環境白書 [ 1995 ] pp.226-227 を参照した。

<sup>13</sup> その他ではノルウェーが、気が進まないとしながらも PPM 基準を扱うことに異議はないと述べている ( WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9" p.14 para.77 )。

### 3-3. リストアプローチの進展性

現状で提出された各国独自の品目リストは、カタールリスト<sup>14</sup>、日本リスト<sup>15</sup>、台湾リスト<sup>16</sup>、ECリスト<sup>17</sup>、韓国リスト<sup>18</sup>、ニュージーランドリスト<sup>19</sup>、カナダリスト<sup>20</sup>の7つである<sup>21</sup>。また、今後も議長の要請に応じて、各国が品目リストを提出することが予想される（WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10" p.19 para.95 ）<sup>22</sup>。

本項では、まず各国リストをよりよく理解するために、各国リストのお手本となっている OECD・APEC リストについて考察する。その後、形式が若干異なるカタールリスト<sup>23</sup>を除いた各国リストの特徴と品目の特定化方法について分析する。そして、最後にリストアプローチに内在する問題点について検討する。なお EC リストについては、その後に詳しく検討する。

#### 3-3-1. OECD・APEC リスト

日本・韓国リストをはじめたとした各国リストには、そのお手本となった 2 つのリストがある。それは、OECD<sup>24</sup>・APEC リスト<sup>25</sup>である。各国リストの中身を検討し、そしてそれを理解するためには、まず、この両リストの作成意図と作成過程を把握しておく必要がある。両リストについての詳しい分析は、本研究の目的を超えてしまうため日野 [ 2004 ] の第 2 章または OECD [ 2003 ] <sup>26</sup>に譲り、以下では両リストのカテゴリー・サブカテゴリー

---

<sup>14</sup> リストの中身については、WTO [ 21 February 2003 ] "TN/TE/W/19, TN/MA/W/24" pp.4-6 を参照されたい。

<sup>15</sup> リストの中身については、WTO [ 20 November 2002 ] "TN/MA/W/15, TN/TE/W/17" pp.9-16 ( なお邦訳は、経済産業省の HP、[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_db/data/ma\\_nonag\\_pro0211j\\_list.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_db/data/ma_nonag_pro0211j_list.pdf) [ 2005.6.15 accessed ] ) を参照されたい。

<sup>16</sup> リストの中身については、WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/W/44" pp.3-5 を参照されたい。

<sup>17</sup> リストの中身については、WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47" pp.4-11 と、WTO [ 27 June 2005 ] "TN/TE/W/47/Add.1" pp.2-11 を参照されたい。なお、WTO [ 27 June 2005 ] "TN/TE/W/47/Add.1"には、それぞれのカテゴリーおよびサブカテゴリーに関連する HS 分類が割り当てられている。

<sup>18</sup> リストの中身については、WTO [ 18 February 2005 ] "TN/TE/W/48" pp.3-8 を参照されたい。

<sup>19</sup> リストの中身については、WTO [ 26 May 2005 ] "TN/TE/W/49" pp.4-14 を参照されたい。

<sup>20</sup> リストの中身については、WTO [ 2 June 2005 ] "TN/TE/W/50" pp.2-9 を参照されたい。

<sup>21</sup> なお脱筆後、アメリカ ( WTO [ 4 July 2005 ] "TN/TE/W/52, TN/MA/W/18/Add.7" ) と、スイス ( WTO [ 6 July 2005 ] "TN/TE/W/57" ) がリストをそれぞれ提出した。

<sup>22</sup> たとえば、ケニアは近々品目リストを提出すると述べている ( WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9" p.16 para.85 )。

<sup>23</sup> カタールリストの中身は、環境に優しい技術とエネルギー品目で構成される。カタールリストの目的とその性格などについては日野 [ 2004 ] pp.158-159 を参照されたい。

<sup>24</sup> リストの中身については、OECD/Eurostat [ 1999 ] pp.39-44 を参照されたい。

<sup>25</sup> リストの中身は、WTO [ 22 April 1999 ] "WT/GC/W/138/Add.1" pp.11-19 を参照されたい。

<sup>26</sup> ただし、OECD [ 2003 ] の両リストの品目数比較には、要訂正箇所がある。その点、日野 [ 2004 ] はより正確な分析である ( 付表 1 を参照のこと )。

ーと作成意図に注目しながら考察する。

OECD リストは、OECD が環境政策と産業の競争力の研究の関心から、現状分析を行なうために環境産業の範囲を示す必要性に迫られ作成されたものである（OECD [ 2003 ] p.6 para7）。現実を分析するための工夫として、それぞれの品目は、統計的に把握できるよう可能な限り国際統一商品分類（Harmonized Commodity Coding and Description System : HS）の6桁分類が割り当てられている。

OECD リストの中身は、環境への効果を主目的として供給される物品およびサービスで構成される（OECD/Eurostat [ 1999 ] p.11）「汚染管理」（pollution management）しばしば環境への負荷を軽減するものとして供給されないが、環境負荷削減の効果をもつ物品およびサービスで構成される（OECD/Eurostat [ 1999 ] p.11）「洗浄技術および産品」（cleaner technologies and products）、環境保護を主目的としていないが、環境保護の効果をもつ物品とサービスで構成される（OECD/Eurostat [ 1999 ] p.11）「資源管理グループ」（resource management group）の3つのカテゴリーと、それぞれのカテゴリーを構成する合計18のサブカテゴリーで成り立つ（表3参照のこと）。

これらのカテゴリーおよびサブカテゴリーは、以下でみるようにAPEC リストや日本リストなどのさまざまな各国リストのモデルとなっている。

一方のAPEC リストは、1997年から進められたAPECの早期自主的分野別自由化（Early Voluntary Sectoral Liberalization : EVSL）のなかで、カナダ・日本・台湾・米国の4エコノミーの提案により、優先9分野<sup>27</sup>のなかの1分野として交渉された結果、作成されたものである。

この作成には、OECD リストおよびその定義が参照され、通常のリクエスト・オファー方式（request and offer）と異なり、個別指定方式（individual nomination）が採用された（各国の提案状況については、付表2参照のこと）。また、税関で区別可能な基準であるHS6桁分類が、OECD リストと同じく品目の特定化には使用された。しかし、HS6桁すべての製品のノミネートに同意が得られず、しかし一部の製品に限り合意が得られた場合は、個々のエコノミーが設けるHS7～9桁の統計細分を用いて、品目の特定化が行なわれた<sup>28</sup>。

このようなアプローチのもと、APEC リストは以下のカテゴリーを設け、完成した。すなわち、大気汚染制御（air pollution control : APC）、熱/エネルギー節減および管理（Heat/energy savings and management : H/E）、モニタリング/分析（Monitoring/Analysis : M/A）、騒音および振動の軽減（Noise and vibration abatement :

---

<sup>27</sup> 環境物品およびサービス以外の残りの優先分野は、エネルギー・水産物・玩具・林産物・貴金属および宝石・医療機器・化学品・電子通信端末機器認証手続である。

<sup>28</sup> APEC リストの作成方法に関してより詳しくは、UNCTAD [ 2004 ] p.42 を参照されたい。ところで、このような方法で作成されたAPEC リストであるが、これらの品目のすべての自由化に賛成しないエコノミーも多かった。とくにタイや中国などは、それぞれ84%、95%の対象品目の排除を要請していた（WTO [ 26 January 1999 ] "WT/GC/W/138 "p.14）。なお詳しくは、付表3参照のこと。

表3 OECD リストのカテゴリーおよびサブカテゴリーの一覧

A. 汚染管理

1. 大気汚染制御
2. 排水管理
3. 固形廃棄物管理
4. 改善および浄化
5. 騒音および振動の軽減
6. 環境モニタリング、分析、および査定

B. 洗浄技術および産品

1. 洗浄/資源効率的技術および過程
2. 洗浄/資源効率的産品

C. 資源管理グループ

1. 室内大気汚染制御
2. 水の供給
3. 再生物質
4. 再生可能エネルギープラント
5. 熱/エネルギー節減および管理
6. 持続可能な農業および漁業
7. 持続可能な林業
8. 自然リスク管理
9. エコツアーリング
10. その他

N/V)、その他の再生可能なシステム ( Other Recycling System : ORS )、飲料水処理 ( Potable Water Treatment : PWT )、改善および浄化 ( Remediation and cleanup : R/C )、再生可能エネルギープラント ( Renewable energy plant : REP )、固形/有害廃棄物 ( Solid/Hazardous Waste : S/H )、排水管理 ( Wastewater management : WWM ) である ( 表 4 参照のこと )。以上のように、すでに述べた通り、APEC リストのカテゴリーは、OECD リストのサブカテゴリーとの類似性が高い。

さて、その後の EVSL であるが、交渉は事実上失敗した<sup>29</sup>。そして、優先 9 分野の協議は、1998 年 11 月の APEC 閣僚会議において、WTO 次期ラウンドへ先送りされることに

<sup>29</sup> EVSL の協議失敗の原因分析については、岡本編 [ 2001 ] が詳しい。

表 4 APEC リストのカテゴリー一覧

1. 大気汚染制御
2. 熱/エネルギー節減および管理
3. モニタリング/分析
4. 騒音および振動の軽減
5. その他の再生可能なシステム
6. 飲料水処理
7. 改善および浄化
8. 再生可能エネルギープラント
9. 固形/有害廃棄物
10. 排水管理

なった。その結果、DDA において環境物品が交渉されることになったわけである。

さて以上より、OECD リストの作成意図は、現状分析のために環境産業の範囲を確認するためのものであり、APEC リストのそれは、貿易自由化イニシアティブの交渉結果であったことがわかった。また、それぞれの共通点は、その意味合いは異なるが HS6 桁分類が用いられていること<sup>30</sup>、カテゴリーの類似性が高いことなどがあげられよう。また、それぞれの性格の相違点は多々あるが、カテゴリーと作成目的に関係するものとしては、APEC リストには OECD カテゴリーの「洗浄技術および産品」がないこと、また化学分野が含まれてないこと<sup>31</sup>、そして OECD リストが環境産業を概念的にそして包括的に明確化しているのに対し、APEC リストは、各エコノミーの税関によって把握可能な実践的な形式で品目リストを作成していることにある。

さて、WTO 加盟国の両リストに対する評価はさまざまであるが<sup>32</sup>、WTO [ 2004 ] では、OECD・APEC リストが一部の加盟国の利益に傾斜していると指摘している ( p.34 )。この見解に代表されるように、両リストを完成した「WTO リスト」として判断するのではなく、交渉の材料または出発点とみなすのが、一般的見方である。

以下では、この両リストを参考して作成された各国リストをみてゆこう。

### 3-3-2. 各国リストの比較

---

<sup>30</sup> 両リストの品目をを用いて計算された、近年の環境物品の輸出入額については、付図 1・2 を参照のこと。

<sup>31</sup> なぜなら、その他の優先分野である「化学品」で取扱われているためである。

<sup>32</sup> 当然、APEC 加盟エコノミーの多くは、APEC リストに賛成を示している。しかし、後述するが、そのなかでも日本が、OECD リストにもとづき独自の品目リストを作成している点は興味深い。また、EC は、後述するが、OECD リストの概念的なアプローチをヒントに独自の品目リストを作成している。途上国は、概して両リストの批判的である。

表 5・表 6 は、各国リストの内容をそれぞれ比較したものである。表 5 は、各国リストの  
カテゴリーおよびサブカテゴリーを上述の OECD リストの 3 つのカテゴリーに再構成した  
ものを比較している。表 6 は、OECD リストのサブカテゴリーを基点として、各国リスト  
のカテゴリーおよびサブカテゴリーを比較している<sup>33</sup>。なお、OECD リスト内に存在しない  
サブカテゴリー案に関しては、まず配属すべきカテゴリーを見つけ、類似のサブカテゴリー  
が存在する場合はそこに位置付け、またそれさえない場合は新たにサブカテゴリーを設  
けた。

両表から考察される特筆すべき点は、以下の 3 点である。第 1 は、表 5 より全体のリス  
トに共通する点であるが「汚染管理」の比重が多い、とくに台湾リスト・韓国リストは「汚  
染管理」のみで構成されている点である。第 2 は、第 1 の特徴の対照的であるが、表 5 よ  
り各国リストにおける「洗浄技術および産品」と「資源管理グループ」、とくに前者の比重  
が少ないという点である。そのなかで、日本リストは例外的に「洗浄技術および産品」の  
分野が充実している。第 3 は、表 6 より「資源管理グループ」に関してとくに顕著な傾向  
であるが、カナダ・ニュージーランドリストのカテゴリーは豊富であり、そして、その類  
似性が高いという点である。以下では、それぞれの特徴について考察する。

まずは、第 1 の特徴からみてゆこう。なぜ「汚染管理」の比重が多く、また、韓国・台  
湾リストは、この分野のみで構成されているのであろうか。

韓国リストは、表 6 をみて一目瞭然であるように、APEC リストに作りが近い。その理  
由は、韓国が APEC 参加エコノミーであるからであろうが、それ以外にも韓国が実践的ア  
プローチ (practical approach) と呼ぶ方式を採用しているためであると考えられる。韓国  
は、現段階の交渉で必要なものは、環境物品の概念化の議論ではなく、実践的アプローチ  
であると述べている (WTO [ 18 February 2005 ] "TN/TE/W/48" p.1 para.1)。この実践的  
アプローチとは、実質的にリストアプローチと同義であるが、品目の特定化方法に関して  
韓国が考える加盟国の多くに広く受け入れられるであろう簡潔な基準 (WTO [ 18 February  
2005 ] "TN/TE/W/48" p.1 para4) の採用を、強調した用語であると考えられる。その基準  
とは、第 1 に最終用途目的、ただし二重の使用目的への対策として他の重要な使用方法の  
ある産品は排除、第 2 に HS で分類可能なもの、第 3 に「環境上望ましい産品」  
(environmentally preferable products : EPP) や PPM 基準または相対的な環境パフォー  
マンスによって定義される品目は、排除する、というものである (WTO [ 18 February  
2005 ] "TN/TE/W/48" pp.1-2 para5)。つまり、韓国リストは、加盟国の合意が得づらい

<sup>33</sup> この比較では、統計細目の有無を考慮していない。日野 [ 2004 ] でも指摘しているように、統計細目を含んだ品目と単なる品目を同一とみなすのは、適切な措置とは言い難い (p.154)。なぜなら、統計細分による品目は、HS6 桁分類の品目よりも、より限定されたものであるからである。したがって、統計的把握をする際、両者を同一視すれば、前者の値は当然課題評価される。また、通常のカテゴリ分けを用いず、限定化しているところに、各国の思惑または意図が垣間見られる。しかし、ここでは、OECD・APEC リストを基準として各国リストの内容を比較するという目的を優先し、品雑な手続きを回避するため、便宜上統計細目の採用の有無は考慮しない。

表 5 各国リストのカテゴリー比較（%、括弧内は数）

	OECD	APEC	日本	台湾	韓国	ニュージーランド	カナダ
汚染管理	83.2(104)	87.2(95)	70.5(117)	100(78)	100(106)	64.5(122)	74(120)
洗浄技術	2.4(3)	0	14.5(24)	0	0	10.0(19)	1(2)
資源管理	14.4(18)	12.8(14)	15.1(25)	0	0	25.5(48)	25(40)

注) それぞれのカテゴリーは、各国リストの以下の項目によって構成される。汚染管理カテゴリーは、「大気汚染制御」、「排水管理」、「固形廃棄物管理」(APEC リスト・台湾リスト・韓国リストの場合は「固形/有害廃棄物」、ニュージーランドリストの場合は「固形または有害廃棄物の管理」、カナダリストの場合は「固形/有害廃棄物管理」)・「改善および洗浄」(ニュージーランドリストの場合は「土壌および水の洗浄または改善」)・「騒音および振動の軽減」・「環境モニタリング、分析、および査定」(APEC リスト・日本リスト・台湾リスト・韓国リストの場合は「モニタリング/分析」)で構成される。また、洗浄技術カテゴリーは、「洗浄/資源効率のおよび過程」(カナダリストの場合は「洗浄技術、過程、産品」)・「洗浄または資源効率的技術および産品」・「最終用途目的または処分性に基づく EPP」で構成される。資源管理カテゴリーは、「再生可能なエネルギープラント」・「熱/エネルギー節減および管理」(ニュージーランドリスト・カナダリストの場合は「熱およびエネルギー管理」)・「水の供給」(APEC リスト・ニュージーランドリスト・カナダリストの場合は「飲料水処理」)・「自然リスク管理」・「その他の再生可能なシステム」(ニュージーランドリスト・カナダリストの場合は「リサイクルシステム」)・「その他」(ニュージーランドリストの場合は「土壌保全」と「廃棄物およびスクラップの実用」、カナダリストの場合は「土壌保全」)で構成される。なお、OECD リストの同一カテゴリー内に存在する HS6 桁分類の重複項目は、除外している。

出所) OECD/Eurostat[ 1999 ]、WTO[ 2 June 2005 ]"TN/TE/W/50"、WTO[ 26 May 2005 ]"TN/TE/W/49"、WTO [ 18 February 2005 ] "TN/TE/W/48"、WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47"、WTO[20 November 2002] "TN/MA/W/15, TN/TE/W/17"、WTO[ 3 December 2004 ]"TN/TE/W/44"、WTO[ 22 April 1999 ] "WT/GC/W/138/Add.1"より作成

表6 各国リストのサブカテゴリー比較（%、括弧内は数）

		OECD	APEC	日本	台湾	韓国	ニュージーランド	カナダ
汚染管理	APC	12.9(19)	6.4(7)	10.8(18)	24.4(19)	11.3(12)	11.1(21)	0
	WWM	42.9(63)	13.8(15)	12.7(21)	38.5(30)	36.8(39)	20.1(38)	28.4(46)
	SWM	12.9(19)	10.1(11)	16.9(28)	19.2(15)	15.1(16)	4.8(9)	15.4(25)
	R/C	2.0(3)	2.8(3)	1.8(3)	3.8(3)	3.8(4)	4.2(8)	1.2(2)
	N/V	2.0(3)	0.9(1)	1.8(3)	1.3(1)	2.8(3)	0	22.2(36)
	EMA	12.9(19)	53.2(58)	26.5(44)	12.8(10)	30.2(32)	24.3(46)	6.8(11)
環境技術	C/P	2.0(3)	0	14.5(24)	0	0	0	1.2(2)
	EPP-e	0	0	0	0	0	3.2(6)	0
	CTP	0	0	0	0	0	6.9(13)	0
資源管理	REP	3.4(5)	6.4(7)	9.6(16)	0	0	4.2(8)	17.3(28)
	H/E	6.1(9)	0.9(1)	2.4(4)	0	0	2.1(4)	4.3(7)
	WS	2.7(4)	1.8(2)	0	0	0	1.6(3)	1.2(2)
	NRM	0	0	0	0	0	2.6(5)	0
	ORS	0	3.7(4)	3.0(5)	0	0	2.1(4)	1.2(2)
	その他	0	0	0	0	0	12.7(24)	0.6(1)

注) APC=大気汚染制御、WWM=排水管理、SWM=固形廃棄物管理、R/C=改善および洗浄、N/V=騒音および振動の軽減、EMA=環境モニタリング、分析、および査定、C/P=洗浄/資源効率的および過程、EPP-e=最終用途目的または処分性に基づく EPP、REP=再生可能なエネルギープラント、H/E=熱/エネルギー節減および管理、WS=水の供給、NRM=自然リスク管理、ORS=その他の再生可能なシステム、をそれぞれ表している。なお、個々のサブカテゴリーの位置付けに関して、同一のサブカテゴリーがなかったものについては、以下の通りに類似するサブカテゴリーに振り分けている。APEC リスト・台湾リスト・韓国リストの「固形/有害廃棄物」、ニュージーランドリストの「固形または有害廃棄物の管理」、カナダリストの「固形/有害廃棄物管理」は SWM へ、APEC リスト・日本リスト・台湾リスト・韓国リストの「モニタリング/分析」は EMA へ、ニュージーランドリストの「土壌および水の洗浄または改善」は R/C へ、カナダリストの「洗浄技術、過程、産品」は C/P へ、ニュージーランドリスト・カナダリストの「熱およびエネルギー管理」は H/E へ、APEC リスト・ニュージーランドリスト・カナダリストの「飲料水処理」は WS へ、ニュージーランドリスト・カナダリストの「リサイクリングシステム」は ORS へ、ニュージーランドリストの「土壌保全」と「廃棄物およびスクラップの実用」、カナダリストの「土壌保全」は「その他」へ、それぞれ振り分けている。また、OECD のサブカテゴリーに項目がなかった EPP-e と CTP については、サブカテゴリーを設けている。そして、OECD リストの同一サブカテゴリー内に存在する HS6 桁分類の重複項目は、除外している。

出所) OECD/Eurostat[1999]、WTO[2 June 2005] "TN/TE/W/50"、WTO[26 May 2005] "TN/TE/W/49"、WTO[18 February 2005] "TN/TE/W/48"、WTO[17 February 2005] "TN/TE/W/47"、WTO[20

November 2002] "TN/MA/W/15, TN/TE/W/17", WTO[ 3 December 2004 ]"TN/TE/W/44", WTO[ 22 April 1999 ] "WT/GC/W/138/Add.1"より作成

評価基準の採用を回避し、加盟国の合意が得やすい簡素で実践性の高い基準のみに基づいて作成された結果、「環境管理」分野に特化したものとして完成したのである。

これは、APEC リストが、OECD リストと比較した時、より実践性に重きをおいて作成されたことと符号する<sup>34</sup>。

台湾リストは、韓国リストの考え方をさらに一歩進めたものとなっている。まず台湾リストは、表 6 をみて一目瞭然であるように、韓国リストと同様に APEC リストに近い作りである。その最大の特徴は、台湾が「直接使用」(direct use)と呼ぶ品目のみで構成されている点にある。「直接使用」とは、汚染を直接制御する過程で使用される、ことを意味する(WTO[ 3 December 2004 ]"TN/TE/W/44" p.2 para.7)。このような品目の例としては、硫黄分を含んだ燃料油の燃焼後、排ガスに含まれる大気汚染の原因となる硫酸化物を排除する排煙脱硫装置(HS 842139ex)などがある。つまり、台湾リストは、韓国リストに採用されたコンセンサスを得つつある一般的な評価基準より、より明確にそしてより限定化した基準に基づくものなのである。このような基準で品目を選んだ理由は、韓国リストと同じく PPM 基準などを用いないため、環境物品の概念化について多くの時間を費やすことなく、環境物品を容易に特定化でき、各国の合意を得やすい点にある。

このようにそれぞれの各国リストの「汚染管理」の比重が高い理由は、今までの交渉内容に則した評価基準を用いることが可能であり、したがって、特定化された品目に関して各国の合意が得やすいからであると考えられる。

続いて、第 2 の特徴についてみてゆこう。これは、先ほど考察した第 1 と対照的な関係であった。したがって、その原因について回答を導くことは、容易である。つまり、「汚染管理」と異なり、各国の合意が得づらいためである。さて、それでは、その原因はなぜであろうか。例外的に「洗浄技術および産品」が充実している日本リストからその原因を探ろう。まず日本リストの構成は、表 6 をみれば明らかのように、OECD リストと類似性が高い。日本は、台湾・韓国と異なり、APEC 加盟エコノミーであるにも関わらず、OECD リストに基づきリストを作成したのである(WTO [ 20 November 2002 ] "TN/MA/W/15, TN/TE/W/17" p.8)。

さて日本リストに関しては、チリが名指しこそ避けているものの、そのリスト案を批判していた。その内容は、日本リストでは“標準的”な自動洗浄機(HS 8450)と、合成洗剤や水の使用が“経済的”な自動洗浄機(HS 8450ex)に区別を設けているが、チリを含め

---

<sup>34</sup> しかし、もちろん韓国は、エネルギー効率性の高い産品などを環境物品として定めることの有用性を全く認めていないわけではない。だが、やはり韓国は、市場アクセス交渉の円滑化と合意締結を優先した結果、このようなリストを作成したのである。

た多くの加盟国ではそのような区別はない (WTO [ 2 December 2002 ] "TN/MA/W" p.4. para.18) というものである。日野 [ 2004 ] では、この批判から環境意識の統一の困難さを指摘した (p.161) が、ここではもう少し立ち入って分析する。

日本リストの「洗浄技術および製品」の品目数は、全体で 24 であるが、そのうちの 23 が統計細分に基づくものである<sup>35</sup>。統計細分については、すでに APEC リストの作成方法で若干触れているが改めて説明すると、これは国際的に統一された HS6 桁を超えて、各国が裁量でもうけることができる 6 桁以下の項目である。つまり、日本リストの「洗浄技術および製品」は、全体のわずか 1 品だけが国際基準に則っているだけであり、残りの 23 品は日本固有の評価基準に基づいているわけである。当然、日本固有の評価基準は、チリを含めた多くの加盟国にはない基準であり、これが、チリの批判を招く原因となった。さて、なぜ、このように統計細分が多用されてしまうのであろうか。

もちろん、その最大の要因は、HS6 桁分類にこれらの品目分類がないためである。HS の改訂には、およそ 4 年間のサイクルを要すといわれる。前回の改訂が 2002 年であったため、次回の改定はおよそ 2007~8 年辺りになるであろう。また、HS6 桁に分類されるためには、1 年間で最低 5000 万ドル以上の取引がなければならない (OECD [ 2004 ] p.17)。もっとも、2002 年の改訂では、例外として上記の取引高未満の品目であっても、社会的要請の強かった、おもにバーゼル条約とモントリオール議定書などの MEA をもとに、57 の環境関連の新設コードが設けられている。よって、今後も改定により環境関連コードが、中長期的には充実してくると予想されるが、やはり HS の迅速な改訂による新製品の分類化を望むことは難しい。

第 2 の要因は、これらの品目の環境性は、すでにみた「汚染管理」分野のように、すでに健在化した環境問題への対処品のように製品の使用目的という明快な評価基準に基づくものではなく、エネルギー効率性などの非常に相対的で多様性に富む基準に基づき特定せざるをえないのである。

たとえば、先ほどの取り上げた洗濯機を例にとれば、この製品の環境性の根拠は、通常考えられるエネルギーの効率性といったものに留まらず、合成洗剤の効率性という非常に特殊なものを対象としていた。また、これを可能にした新技術は、決して相対的な環境性を恒常的に持つものではなく、新商品の登場と共に劣化し、むしろ環境に悪いものにさえなっていくものである。このような環境基準は、先端技術を体化した新商品の宿命を背負い、一般化された評価基準を超えた独自の技術水準に基づき、またその背景には各国独自の環境問題が反映されている結果、統計細分の多用を余儀なくされたのである。

もっとも、APEC リスト案にもあったように、細分項目を利用することそれ自体が禁止されるべき行為では、決していない。ただし、各国独自の環境問題意識に影響をされた相対的で多様性と可変性に富む基準に依拠した環境物品の特定は、恣意性が高く、環境を名目

---

<sup>35</sup> 日本リストのオリジナルと邦訳版とでは、「洗浄技術および製品」品目数が若干異なる。ここでは、オリジナルに基づいている。

にした当事国の輸出関心産品の指定を許す懸念がある。実際、日本リストの品目は、日本の高度な技術が体化されたものであり、チリなどの途上国では生産可能な産品ではなからう。チリが日本リストを批判した背景には、途上国では輸出利益が望めない日本の輸出関心産品が多く特定化されていることに対する反発の意味合いも大きいと考えられる。つまり、「洗浄技術および産品」は、「汚染管理」などに比べると基準が画一的ではなく曖昧であるため、各国が納得した形で特定化することが、相対的に困難なカテゴリーなのである。

また、これらの産品の特定化方法の問題に関連して、本研究で「洗浄技術及び産品」に区分したニュージーランドリストのカテゴリーである、「最終用途目的または処分性に基づく EPP」(Environmentally preferable products, based on end-use or disposal characteristics : EPP-e) についてみてみよう<sup>36</sup>。ニュージーランドは、EPP 全般を環境物品として定めるのではなく、留保条件を設けてその範囲を限定化させている。はたして、その理由はなぜなのであろうか。

そもそも EPP とは、UNCTAD が、WTO で環境物品の交渉が始まるかなり以前から研究を行っていたものである。その定義は、「同様の目的をもつ代替品よりも、産品のライフサイクルの各ステージにおいて環境に対してあまり深刻な害を及ぼさない産品、または環境保全に著しく貢献する販売と生産という特質をもつ産品」(UNCTAD [1995] pp.5-7) である。その具体例としては、ジュート(jute)を原料に生産された衣服などがあげられる。このように EPP は、生産段階のみならず流通、消費、廃棄などの各段階における環境影響を考慮するライフサイクルアプローチ(life cycle approach : LCA) の考え方が反映されている。そして、LCA には前項でみた産品関連 PPM と産品非関連 PPM の両方の概念が含まれる(岩田 [2000] p.142)。つまり、本来的に多様な基準で判断されるはずの EPP は、産品非関連 PPM という自由貿易の原則および「市場原理原則」に支障をきたす恐れのあるものの使用も容認してしまう可能性があり、したがってニュージーランドは、評価基準をあらかじめ意図的に狭めているのである。ただし、評価基準が、本節の冒頭で述べた大勢の賛同を得ていた最終用途目的の域を超えていることには留意が必要である。

また、ニュージーランドリストで同じく「洗浄技術」のカテゴリーに位置づけられる、もう一つのサブカテゴリーである「洗浄または資源効率的技術および産品」(Cleaner or more resource-efficient technologies and products : CTP) でも、やはり生産工程における環境性は考慮されていない。一方のカナダリストにわずかに存在する「洗浄/資源効率的および過程」(Cleaner/resource efficient technologies and process : C/P) は、以下でみる方法によってアプローチされている。

最後に第 3 の特徴である、カテゴリーが豊富であり、その類似性が高いカナダリスト・ニュージーランドリストに注目する。

---

<sup>36</sup> 本研究では、EPP を「洗浄技術および産品」に分類した。ただし、UNCTAD [2004] は、EPP が「洗浄技術および産品」あるいは「資源管理グループ」に該当すると述べている (p.35)。本研究では、後に見る EC リストの「第 2 リスト」と比較するためにこのような措置をとっている。

表 6 をみると、カナダリスト・ニュージーランドリストのカテゴリー数が、台湾・韓国リストはもちろんのこと、日本リストよりも充実していることがわかる。たとえば、PWT というあまりみられないカテゴリーがあり、またその他にも本研究で「資源管理グループ」の「その他」に分類した土壌保全 (soil conservation) は、OECD リスト・APEC リスト双方に含まれない新しいカテゴリーである。このような構成には、カナダリストに採用された特有の手法が反映されている。その手法とは、環境物品の品目リストにふさわしいカテゴリーをまず設け、評価基準問題に一切触れず、カテゴリー案に基づいてそれぞれの品目を定める、という方法である (WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/9" p.12 para.63)。本研究では、このアプローチを「カテゴリーアプローチ」と呼ぶことにする。

そして、カナダリストとニュージーランドリストのカテゴリーの類似性が高い理由は、ニュージーランドが、このカテゴリーアプローチを支持し、カナダのカテゴリー案を採用しているからである (WTO [ 26 May 2005 ] "TN/TE/W/49" p.2 para.5)。ただし、ニュージーランドリストは、カナダのカテゴリー案を採用しながらも、それに若干の修正を加え、「排水管理」(wastewater management : WMM) と「自然リスク管理」(natural risk management : NRM) を追加し、さらに上述した EPP-e および CTP という今までにない新しいカテゴリーを設けている。

さらにニュージーランドリストには、カテゴリーアプローチ以外にも、ある措置を講じて作成されている。それについては、次で詳しく考察する。

### 3-3-3. リストアプローチの展開と限界

さて、上記では現状の各国リストの中身について吟味したが、ここではそれぞれの議論について整理し、このアプローチの発展の中身とその限界について明らかにしよう。

上述した各国リストの特徴を整理すると、リストアプローチの歩みとは、初期の日本リストのように具体的な品目リストを提案しただけのものから、次第にその貢献度がシフトし、最近では環境物品の評価基準に関する直接的な議論を回避しながら品目案を特定化するための工夫の進歩であったといえる。まず韓国・台湾リストは、今までの交渉内容を踏まえ、各国が合意しやすい限定的な評価基準に基づき作成された。しかし、このアプローチでは、各国の合意が得づらい評価基準の採用を余儀なくされる「汚染管理」分野以外を品目候補として扱うことはできない。そこで、ニュージーランドリストでは、本来多様で可変性の高い基準に基づいて判断される「洗浄技術および産品」に位置する EPP の範囲を限定化させ、各国の合意を得やすくするための工夫が講じられていた。また、カナダリストでは、カテゴリーアプローチが採用され、前項でみた進展しない評価基準問題に一切触れずに品目案を作成していた。そして、この一連の工夫の最終形態ともいえる措置が、ニュージーランドリストには講じられているのである。

この措置とは、「基準点」(reference point) である。これは、環境物品として提案される

品目に、その根拠となる基準の引用を必須とする、というものである。たとえば、韓国リストの No.1 にアップされている「蒸気発生ボイラーおよびセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器」(HS 840410) は、APEC リストを基準とするものであり提案する、といった具合である。当然、この方式によれば、その根拠となる基準がない品目は、提案することはできない。ニュージーランドが、潜在的な基準候補としてあげたものは、第 1 に OECD の環境産業の定義、第 2 に APEC における環境物品の概念、第 3 に包括的で質の高い地域間または 2 国間自由貿易協定 (FTA) で合意された環境物品へのアプローチの 3 つである (WTO [ 10 February 2005 ] "TN/TE/W/46" p.2 para.6)。ちなみにニュージーランドリストは、すべて と の基準に基づいている。

これらの候補例からニュージーランドが想定している基準点とは、以下の 2 つの条件に基づくものであると考えられる。第 1 点は、2 国間 FTA がその対象となっていることから判断されるように国際間の基準である、ということである。この基準例に従えば、たとえば、日本が 2000 年に制定した「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法) で定めた品目は、その対象外となる。また、第 2 に OECD の概念的な定義が基準候補としてあがっているものの、その基調は APEC リストや 2 国間あるいは地域間 FTA が候補としてあがっているように、自由貿易交渉の結果作成された基準である<sup>37</sup>、ということである。つまり、ニュージーランドは、通常、環境物品の基準候補としてあがってもおかしくない、ISO (国際標準化機構) などのエコ・ラベリングを対象として想定していないのである。これは、後にみる EC リストと対照的な点である。

つまり、まとめれば、ここでいう基準点とは、2 国間あるいは地域間において自由貿易交渉の結果作成された基準ということである。この措置によって、各国は裁量に基づいた環境物品の特定化ができず、よって各国の恣意性は排除され、また自由貿易交渉の結果作成された基準点を利用することで、環境物品の評価基準の議論から全く開放され、なおかつ「市場原理原則」に整合的な基準の利用ができるのである。

さて、このような一連の創意に満ちた工夫により、CTESS での交渉は、環境物品の評価基準について議論することなく「WTO リスト」の完成に無事漕ぎ付けるであろうか。それは、否といえる。たとえ、これから先、ニュージーランドの基準点以上に効果的な措置が提案されたとしても、である。なぜなら、今以上に環境物品の特定化方法を通じた評価基準に関する提案が行なわれれば行なわれるほど、さまざまな特定化方法が乱立することになり、またそれは同時に環境物品の品目候補も乱立することを意味する。つまり、結果として、環境物品の評価基準の統一化ないし収斂の必要性をますます高めることになるのである。また、環境物品の評価基準は、品目リストを一旦完成させた後においても、ますます重要になると考えられる。なぜなら、リストの更新の問題があるためである。その典型

---

<sup>37</sup> もちろん FTA は、自由貿易のみを志向し、推進するものではない。参加国の国益形成の場として、多くの目的を志向するものである。ただし、ニュージーランドは、APEC の EVSL の経験や後述する本研究の結論から判断して、自由貿易に適合する基準のみを、その対象としていると考えてよからう。

例が、必要とされる概念化および特定化の議論に各国の関心が十分向けられないまま作られ、現実の実態と乖離してしまった上述の環境サービスの分類表であった。

このような変化が生じてくる根本的な原因は、先に述べた環境空間の性質に根ざして考えれば、環境空間を成立させる「主体」と「周囲」の関係に変化が訪れるためである。すなわち、「主体」を取り巻く「周囲」の変化が、「主体」と「周囲」の関係に変化をもたらし、また「主体」と「周囲」の関係に対する「主体」の認識の変化が、新しい環境物品の開発を必要とさせるのである。しかし、だからといって、環境物品の評価基準を作成することが無意味であるとか、いかなる品目リストを特定化することも無駄であると考えのではなく、環境物品の評価基準作成が本質的に容易ではないこと、そして品目リストの更新が本質的に免れえないこと<sup>38</sup>と解釈すべきであろう。

また、事実 OECD [ 1996 ] では、今度 15 年間に使用されるであろう環境物品の半分は現在存在していないと推計している ( p.24 )。よって、一旦完成した WTO リストを堅持していくことは、望ましくなく、リストの更新を欠くことはできない。

つまり、以上より求められる環境物品の評価基準は、曖昧性が少なく各国の恣意性を排除できる厳格な基準であると同時に、新技術および新商品に対応する柔軟な基準なのである。このような基準を設けるには、リストアプローチのみでは不十分であることは明白であり、各国リストに採用された特定化方法を材料にした概念的アプローチが不可欠である。つまり、両アプローチは代替関係にあるのではなく、補完関係にあるのである。リストアプローチの進展とともに概念的アプローチの重要性は低下するにしても、その必要性がなくなってしまうわけではない。

さて、リストアプローチに賛同する加盟国、とくに「基準点」という究極の評価基準回避方法を提案したニュージーランドは、なぜ、ここまでこの議論を避けるのであろうか。また、米国も、本来的に補完関係にあるリストアプローチと概念的アプローチの両立というトゥーアプローチに反対している ( WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10" p.11 para.53 )。もちろん、その理由の 1 つは、概念的アプローチの進展が芳しくなく、一方のリストアプローチを通じて交渉を進めるための材料の提示の意味合いがある。しかし、はたして、それだけの理由であらうか。それとも、その他に重大な目的があるのであろうか。そして、この理由の探求は、なぜ数少ないトゥーアプローチの推奨国<sup>39</sup>である EC が、このアプローチを支持するのかという設問への回答と表裏関係にある。

---

<sup>38</sup> 現状では、品目リスト更新の方法に関して唯一ニュージーランドが提案を行なっている ( リストの更新の必要性に関しては、EC も言及していた。ただし、EC は、その具体的方法について述べてはいない ( WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47" p.2 para.7 ) )。その意図は、技術変化への対応である。ニュージーランドは、その可能性のある 1 つの方法として、ラウンド間でリスト更新を許可する過程を設けることで述べている ( WTO [ 10 February 2005 ] "TN/TE/W/46" p.4 para.16 )。つまり、この提案は、現段階でリストを見直す措置をあらかじめ設定しておく、という以上の内容ではなく、相変わらず評価基準問題への議論は回避されている。

<sup>39</sup> そのほかではスイスが、EC が提唱するトゥーアプローチを支持している ( WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10" p.12 para.59 )

以下では、トゥーアプローチを支持する EC リストについて考察し、EC の真意を探ることにしよう。

### 3-4. EC リストの構成とその目的

#### 3-4-1. 2つの定義と2つのリスト

さて、まず EC リストについて分析する前に、このリストの構成の特徴を確認しておこう。このリストは、以下の2点で、先にみた各国リストと形式が異なる。第1は、セクター( sector )<sup>40</sup>ごとに作成意図である環境目的が明記されていること、第2は、品目リストの一覧ではなく、セクター一覧であるということである。したがって、リスト内に明記されているサブセクター( sub-sector )<sup>41</sup>およびそれに属する品目は、あくまで例示にすぎない。

さて、この EC リストは、さらにもう1点、上記の各国リストと異なる点がある。それは、2つの包括的な環境物品の定義をまず作成し、それに基づきそれぞれのセクターを定めている点である。したがって、一見するとカテゴリーを重視しており、その意味では上述したカナダリストと類似する点はあるが、そのカテゴリーが、明確な環境物品の概念に基づいているという点では、カテゴリーアプローチとその根本的なスタイルを異にする。

さて、それぞれの定義は次の通りである。第1は、汚染制御および資源管理に使用される物品、第2は、高い環境パフォーマンスないし、環境負荷が低い物品である( WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47" p.3 para.10 )。この2つの定義は、すでに本研究で何度も登場している OECD リストの3つのカテゴリー、すなわち「汚染管理」、「洗浄技術および産品」、「資源管理グループ」を参考にしたものであることは一目瞭然である。前者は、「汚染管理」と「資源管理グループ」をあわせたものであり、後者は、取り扱いが困難とされる「洗浄技術および産品」に該当する。この区別は、前者が産品の使用目的に基づいているのに対し、後者は産品の副次的効用に基づいてものであると考えることができるよう。したがって、この定義を作成するにあたり、OECD リストのカテゴリーを参考に行っているという点では、ニュージーランドが提案した「基準点」の形式に則っているようにみえるが、基準元の議論をそのまま利用せず、概念を独自で整理し直しているという点で、そのスタイルは一線を課す。

EC リストでは、この2つの定義に基づいて、それぞれ2つのリスト案が提示されている。ここでは便宜上、上述の第1の定義に基づくリストを「第1リスト」、第2の定義に基づくリストを「第2リスト」と呼ぶことにする(第1リスト、第2リストのカテゴリーについては、表7を参照のこと)。さて、ここで1つの疑問が生じる。なぜ、EC はわざわざ2つのリストを設けたのであろうか。この区別はいったい何を意味するのだろうか。以下では、

<sup>40</sup> セクターとは、先にみた各国リストのカテゴリーに相当するものである。

<sup>41</sup> サブセクターとは、先にみた各国リストのサブカテゴリーに相当するものである。

表 7 EC リストの一覧

第 1 リスト

1. 人間のための水使用
2. 固形/有害廃棄物管理
3. 周囲の大気および気候の保護
4. 騒音および振動の軽減
5. 環境モニタリング、分析、および管理  
(その他に分類されていないもの)
6. 再生エネルギー

第 2 リスト

1. 断熱材
2. 編みもの用の植物繊維原料
3. パルプとファイバーセルロース誘導体の材料
4. 野菜繊維製品のための繊維
5. その他の産品
6. 持続可能な農業または園芸
7. エネルギー効率性
8. 持続可能な運送

その回答を導くために 2 つのリストの中身について検討しよう。

3-4-2. 産品非関連 PPM の使用可能性

まず第 1 リストのセクターからみてゆく。このリストのセクターは、先にみた各国リストのカテゴリーと比較して特筆に値する特徴はみられない。強いて言えば、EC が環境メディア (environmental medium) のために使用される品目を重視している姿勢を反映して、「人間が使用するための水」(Water for human use) という環境物品交渉のリストには見慣れないカテゴリーがあることくらいであろう。もっとも、OECD リストには「水の供給」(Water Supply) また APEC リスト・ニュージーランドリスト・カナダリストには、PWT というカテゴリーはあった。しかし、このカテゴリーは、範囲を飲み水の処理や水の供給に絞っておらず、概念的には人間が使用するためのあらゆる水の処理・加工の作業に関わる品目を対象としている。

特筆すべきは、やはり第 2 リストである。セクターのなかで目を引くものは「持続可能

な農業と園芸」であるが<sup>42</sup>、ここではセクターの中身よりもこのセクターの基準に注目したい。第2リストは、主としてEPPを対象としたものとなっている。さて、この品目は、ニュージーランドリストでも指定されていた。ただし、ニュージーランドのそれは、EPPのなかでも、とくに最終用途目的と処分性の2つの基準で特定できるものだけを対象としていた。一方のECリストでは、客観的なパラメーターとして、再利用可能な部品・原料などの「構成」(composition)、およびエネルギー消費量などの「環境パフォーマンス」を具体例として示している(WTO [17 February 2005] "TN/TE/W/47" p.9 para13)。ECリストのEPPの方が、ニュージーランドリストで指定されたEPPよりも、UNCTADが想定する本来のEPPに近いものであることは改めていうまでもない。ただし、すでに述べたようにニュージーランドリストについても、物品の評価基準が、本節の冒頭で述べた大勢の賛同を得ていた最終用途目的の域を超えていたことには留意が必要である。

この基準で位置づけられたセクターの中身をみると、原材料が野菜・繊維であるものが中心である。それ以外の例では、「エネルギー効率性」のセクターで例示された10000時間から20000時間に寿命が長引いた蛍光灯などがあり、主としてその対象は産品関連PPMに基づくものであると判断できる。ただし、これらのサブセクターおよび品目は、あくまで具体例でしかなく、発展途上であることを考慮しなければならない。さらに、第2リストの作成に関してECは、産品の客観的なパラメーターとして上記の2つをあげていたが、「環境物品として産品を判断する際、生産のインパクト(the impacts of production)が考慮されなければならない、われわれの意図は、この上記のパラメーターのみに依拠するものではない」(WTO [17 February 2005] "TN/TE/W/47" p.9 para13)と明言してある。つまり、今後、生産のインパクトを考慮するための客観的なパラメーターが新たに設けられ、産品非関連PPMの差異性を考慮した品目を位置づける余地が十分あると考えられよう。

また、ECは、第2リストのカテゴリーからもれた産品をエコ・ラベリングの活用によって捕捉する提案も行なっている(WTO [17 February 2005] "TN/TE/W/47" p.11 para.14)。第2リストからもれた産品のいくつかは、証明を必要とする基準を経て定義する必要性があり、しかし環境パフォーマンスについての国際的な合意がないため、ISOなどの自発的なエコ・ラベリングを活用しようという提案である(WTO [17 February 2005] "TN/TE/W/47" p.11 para.14)。ECは、その候補としてISO14024の方針と要件に合うエコ・ラベリングスキームであるGlobal Ecolabelling Network(GEN)<sup>43</sup>をあげている。

---

<sup>42</sup> 農業は、現状では非農産品分野の交渉であるNAMAの交渉項目ではないため、NAMAでは採り上げないということになっている。ただし、農業は概してDMDのパラ16にも明記されている途上国の輸出関心産品であるため、その動向には関心が注がれている。たとえば、ガーナ・ケニアなどのアフリカ諸国は、自国の比較優位財である農業分野の環境物品の自由化交渉はどこで、どのように行なわれるのかと述べている(WTO [11 August 2003] "TN/MA/W/40" p.4 para18)。農業の自由化交渉は、先進国と途上国の輸出利益のバランスを図るうえで重要なテーマの1つである。

<sup>43</sup> GENとは、世界各国に存在するエコ・ラベリング実施機関、たとえばアメリカのグリーンシールや日本のエコマークなどが、各々のプログラム間の国際的調和の促進および改善などを目的として1994年に設立されたものである。詳しくは、<http://www.gen.gr.jp>を参照されたい。

この環境管理システム規格である ISO14000 シリーズは、周知の通り LCA に基づくであり、よって産品非関連 PPM を基準に用いるものである<sup>44</sup>。このように、EC は、EC リストの文中に産品非関連 PPM どころか、PPM の表記さえないものの、第 2 リスト内に産品非関連 PPM に基づく産品を指定する余地を残し、また、一筋縄ではいかないこれらの産品の特定方法に外部基準の活用の可能性を示しているのである。

さて、ここでこの外部基準の活用に関して、ニュージーランドリストの「基準点」と再び比較しよう。外部基準の活用という点では、ニュージーランドの「基準点」に類似性がある。しかし、ニュージーランドの候補案は、OECD リストの定義、APEC リストの概念、地域間または 2 国間 FTA であり、自由貿易交渉の結果作成された基準に限定される傾向があった。しかし、一方の EC リスト案にはその傾向はない。ここでも、EC の立場とニュージーランドの立場の相違が浮き彫りになる。

以上より、この第 2 リストではおもに産品関連 PPM に基づく環境物品の特定化がなされていたが、EC のそもそもの問題意識は、産品関連 PPM の基準に留まらない産品非関連 PPM をも視野に入れた環境物品の特定化にあることが確認された。

そして、これが先の設問の回答である。つまり、EC は、第 1 リストにおいて各国リストと同様に産品関連 PPM を用いることに支持を示しながら、しかし、第 2 リストにおいて、その評価基準のみに限定することをよしとせず、産品非関連 PPM の使用可能性を十分に提示しているのである<sup>45</sup>。このように EC リストから、EC が考える交渉の要を窺うことができる。

### 3-5. ニュージーランドリストと EC リストの相違点

以上の本節の検討より、概念的アプローチは交渉の進展をみせておらず、リストアプローチは、環境物品の評価基準の不在の問題を回避すべく、具体的な品目リスト案とともに、その特定化方法を提示することにより、交渉の進展を図っていた。また、概念的アプローチとリストアプローチの両立というトゥーアプローチを提唱していた EC のリスト案を検討した結果、各国リストとは異なる数々の冒険的な提案がなされていた。本項では、前節で明らかになったリストアプローチの最終形態ともいえる「基準点」形式に基づいたニュージーランドリストと、トゥーアプローチを提唱した EC リストの数々の相違点について整

<sup>44</sup> もっとも岩田 [ 2002 ] では、TBT 協定が、WTO 加盟国に ISO 規格を推奨しているため、WTO 協定に産品非関連 PPM を定めるルールはないにもかかわらず、ISO14000 シリーズに合致した産品非関連 PPM であれば、WTO 整合的となってしまう可能性も想定されると述べている ( p.12 )。なお、国際貿易をめぐる産品非関連 PPM およびエコ・ラベリングの整理は、岩田 [ 2003 ] が詳しい。

<sup>45</sup> また、その他の考えられる理由としては、EPP は一般に途上国の輸出関心産品であることが知られている ( 詳しくは、UNCTAD [ 2003 ] を参照されたい ) が、第 2 リストをわざわざ設けることで途上国の輸出利益を考慮していることをアピールするねらいがあると考えられる。ちなみに、インドのリストアプローチを徹底的に批判した内容 ( WTO [ 3 June 2005 ] "TN/TE/W/51" ) を受けて、提出されたニュージーランドの意見 ( WTO [ 16 June 2005 ] "TN/TE/W/49/Suppl.1" ) からは、同様の趣旨を窺える。

理し、ニュージーランドがリストアプローチのみに固執する理由、また EC がトゥーアアプローチを推奨する理由を検討するための材料を整える。

第 1 の相違点は、EPP の取り扱いである。ニュージーランドは EPP の評価基準として完成された物品の特質を用いていたが、EC は生産のインパクトを用いていた。第 2 の相違点は、外部の環境物品認定基準の活用の対象である。ニュージーランドは、主として自由貿易交渉の結果作成された基準の活用を主張していた。一方の EC は、エコ・ラベリングの活用を主張していた。

以上、2 つの相違点からみえてくる両者の主張の相違の根本は、産品非関連 PPM 基準の採用可能性の有無である。ここでも本節の冒頭で考察した概念的アプローチにおける EC の立場が確認された。また、その対照であるニュージーランドは、EC リストと比較して大勢の見解に近いものであると位置付けられよう。

さて、なぜこのような意見の食い違いが起きるのであるだろうか。次節では、この疑問への回答を得るために、両国の環境物品交渉における立場の相違を考察し、このような見解の背景にあるもの、つまり環境物品交渉に期待する効果および目的を明らかにする。そして最後に、その結果から WTO における貿易規律について検討する。

#### 4. 環境物品交渉の論点と WTO の貿易規律

##### 4-1. 「環境目的」と「自由貿易」という 2 つの主目的

EC の立場が現れている代表的な提案内容は、すでに前節でみたように 産品の評価基準として生産へのインパクトを重視する、 同じく産品の評価基準としてエコ・ラベリングを活用する、 前節でみた「二重の使用目的」への対処策として、とくに環境目的もしくは環境メディアのために使用される産品のみを選択すべきである (WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47"pp.2-3 para.9) などである。

これらの主張の主目的は、完成された産品の貿易方法に関わる提案であるというよりも、貿易される産品の環境への不可の軽減、または産品が完成に至るまでの工程を環境に優しいものにするため提案であるといえよう。つまり、EC の環境物品自由化に望む目標は、「環境目的」の実現にあると判断できる。事実、EC は、EC リスト案を提示した文章の冒頭において、持続可能な発展に関する世界サミット ( World Summit on Sustainable Development ) や、ミレニアム開発目標 ( Millennium Development Goals ) の意義を再確認し、持続可能な発展 ( Sustainable Development ) へのコミットメントの重要性を説いている ( WTO [ 17 February 2005 ] "TN/TE/W/47"p.1 para.2 p.1 ) 。また、EC リストのカテゴリーには、その他のリスト案と異なり、そのカテゴリーを設ける意義である環境目的が明記されてあった。つまり、EC にとって環境物品自由化の主目的は、環境物品の輸出機会

の拡大のための「市場原理原則」の強化にあるというよりも、国際的な環境イニシアティブと協調しながら、持続可能な発展などの地球環境目標への取組みの一翼を担うことにあるのである。そして、この EC の意見にスイスは賛同している（WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9"p.15 para.80）。

これに対してニュージーランド（WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9"p.15 para.82）は、米国（WTO [ 16 July 2004 ] "TN/TE/R/9"p.15 para.89）とともに地球環境目標への同意に明確に反対している。このニュージーランドの姿勢が明確に反映されている主張には、環境物品を完成された産品の特質に基づいて判断する、自由貿易協定で合意された環境物品の評価基準を用いるなどであった。このような主張から判断されるニュージーランドの環境物品の自由化の主目的は、環境物品の自由化が現実の環境目的に適うものであるかというよりも、環境に良いとされる品目の輸出機会の拡大のための「市場原理原則」の強化であると判断できる。このニュージーランドの考えでは、EC の産品非関連 PPM に基づくようなエコ・ラベリングの活用は、存外な提案である。なぜなら、産品非関連 PPM 基準の採用は、すでに本研究で考察したことであるが、オーストラリアの指摘を引用すれば、「市場アクセスの増大と貿易自由化を生まず、市場アクセスの促進を阻害する、偽装保護主義を生む火種でしかない」（WTO [ 3 December 2004 ] "TN/TE/R/10"pp.11-12 para.57）からである。品目の評価基準は、環境保全などの「非経済的目的」を促進するように特別の基準を設ける必要はなく、「市場原理原則」に適した最終用途目的、またはそれに準ずるものを適用すれば事足りるのである。ただし、すでに確認したようにニュージーランドリストの品目評価基準は、従来の最終用途目的に加えて、産品の処分性が付加されてあった。これは、従来の「市場原理原則」に則った形で非経済的目的の実現への模索の可能性を示唆するものであり、注目に値する動きである。

以上より、環境物品の自由化交渉における重要な論点である 2 つの主目的の争いを見て取ることができる。それは、EC・スイスなどの地球環境目標という環境目的を主目的とする「環境派」と、ニュージーランド・米国などの「市場原理原則」の強化を主目的とする「自由貿易派」である<sup>46</sup>。もっとも、ここでは「派」(group)という名詞を用いて上記のような区分けをしたが、これらの派は、主目的の概念的な相違に基づくものであり、必ずしも実際の交渉過程において、同じ目標のもとに固く結束しているという明確な傾向があるわけではない。しかし、概念的な主目的の相違にもとづき 2 つのグループに整理することは、重大な意義がある。それについては次に考察する。

#### 4-2. 「経済的目的」の促進に傾斜する WTO の貿易規律

---

<sup>46</sup> 日野 [ 2005 ] では、2005 年 2 月 15 日までのおもに CTESS のミーティングのサマリーなどを検討することで、環境物品の交渉の争点とその構造が、EC・スイスの「環境派」と、米国・ニュージーランドの「自由貿易派」であることを明らかにしていた。本研究では、日野 [ 2005 ] では十分に踏み込むことができなかった、各国リストを精緻に分析でき、その結果、日野 [ 2005 ] の研究成果が補完された。

その意義とは、この整理で明らかになった交渉の論点である環境物品の2つの主目的が、本研究の冒頭で述べた WTO における貿易関係の規律への問題提起となるからである。すなわち、WTO 体制が、環境という目新しい名札を貼られた品目を、従来の自由化品目と同様に位置付け、経済的目的のための「市場原理原則」強化の実現を目指すのか、それとも DMD のパラ 6 にあるように UNEP (国連環境計画) などと持続的な協力を図りながら、GATT 体制時には例外的事項であった「非経済的目的」の促進のため、産品非関連 PPM 基準を採用して「同種の産品」(like products) に修正を迫り、「市場管理原則」の方向性を示すのかという重要な論点である。もちろん、現行では本研究で考察した通り、「環境目的」を掲げる主張国は EC・スイスに留まり、第3節の第2項でみたように多くの加盟国は、産品非関連 PPM に基づく基準に反対であることから理解できるように、ニュージーランド・米国の見解に近い。したがって、環境物品交渉からみた WTO の貿易規律は、「非経済的目的」の実現よりも「経済的目的」の実現に傾斜しており、「市場原理原則」の強化に重きがおかれたものとなっている。

ただし、WTO が、貿易と環境の相互支持性の観点から EGS 交渉を行なうことの意義<sup>47</sup>、ならびに GATT 体制時より多大な発言力を持っている EC が、環境目的を主張していることの意義、さらに「自由貿易派」側からも「非経済的目的」に資する従来までの消費・使用過程のみに依拠しない産品の評価基準が提示され始めていることの意義はしっかり認識しなければならない。

## 5. むすび

本研究では、環境物品の概念化および特定化という品目リストの作成交渉に焦点をあて検討した結果、「環境派」と「自由貿易派」の自由化による主目的の争いという論点を明示し、また貿易規律については、「非経済的目的」の実現よりも「経済的目的」の実現に傾斜した「市場原理原則」の強化であることを明らかにした。

もっとも、この分析は、現時点<sup>48</sup>までの交渉内容の分析でしかない。今後の交渉の進展によっては、将来提案内容の変更可能性を留保していた国々が、その態度を変化させるかもしれない。そして、この見解は、あくまで環境物品交渉のみから導かれたものでしかない。WTO の貿易規律全般に関する位置付けを明確にするには、MEA 交渉や農業交渉などの他

---

<sup>47</sup> たとえば、小島 [2003] は、将来検討されるべき環境保全を促進する貿易政策である「環境貿易措置」として、「環境に関するラベリングを受けた産品とそうでない産品の関税率を変えることも考えられる」(p.296)と述べている。そして、WTO の一連の環境貿易措置をめぐる紛争から、WTO を「環境貿易措置の障害」として位置づけた。しかし、EGS 交渉は、小島 [2003] があげた将来検討されるべき環境貿易措置に接近するものなのである。もちろん、本研究の考察の結果、現行の環境物品交渉は、「環境貿易措置の障害として WTO」という視点を完全に否定するものではない。今後の交渉の推移が注目されるところである。

<sup>48</sup> 2005年7月7日現在。

の非貿易的関心事項に関する交渉内容を踏まえた、もっと横断的なアプローチが必要となる。これが、第1の今後の課題である。

さて、以下では少し視点を変えて、環境物品の主目的の争いという論点の効用について吟味してみたい。この論点のみで現状の環境物品交渉の構造を十分に把握することはできるだろうか。それは残念ながら否といえよう。なぜなら、もう1つの重要な論点があるからである。それは、GATT体制時から長らく存在する「経済的目的」と「市場原理原則」の関係である。より具体的には、貿易自由化による各国の経済的利益に直結する個別品目リストのノミネートにおける利害対立である。この問題の顕著な例は、DMDのパラ16にも明記されている途上国の輸出関心産品の取り扱いである。たとえば、「WTOリスト」の品目作成方法に関する米国案と、途上国の特別かつ異なる待遇(S&D)の獲得を主眼においた中国案の対立などである<sup>49</sup>。また、その他にも、リストアプローチを痛烈に批判したインドの提案などがある(WTO[3 June 2005]TN/TE/W/51)<sup>50</sup>。

この分析には、途上国が自らの作成した輸出関心産品を記したリスト案の提示が何よりも待たれる<sup>51</sup>。現段階でリスト案を提示している加盟国は、文中で述べた通り、ECを除いてすべてEVSLで交渉経験をえたAPEC加盟エコノミーであった。WTO内で発言力を増すBRICs諸国の台頭がこの南北対立<sup>52</sup>にどのような影響を及ぼし、また途上国内においてもどのような駆け引きが行なわれ、交渉の決着が図られるのかについては、予断なく慎重に分析しなければならない。また、この分析を通じて、本研究で明らかになったEC・スイスの「環境派」とニュージーランド・米国の「自由貿易派」が、なぜそのような主張をするのか、その経済的意味に対する回答が提示されよう。これを第2の今後の課題とする。

最後に本研究でも触れたEGSの片輪である環境サービス交渉の今後について言及する。環境サービス交渉の展望は、本研究で述べたように一旦作り上げられたリストを、いかに

---

<sup>49</sup> 米国案のコアリスト・補完リスト方式(WTO[7 July 2003]TN/MA/W/18Add.5,TN/TE/W/38)と、中国案の共通リスト・開発リスト方式(WTO[6 July 2004]TN/TE/W/42)の中身とその対照性については、日野[2004]p.158を参照されたい。

<sup>50</sup> 批判の内容は、現状の取り組み(リストアプローチ)が先進国の比較優位財の恒常的な自由化のみにもむけられおり、途上国の環境問題の改善および輸出利益が見込めないというものである。したがって、インドは、このように問題の多いリストアプローチと異なる代替案を提示している。それは環境計画アプローチ(Environmental Project Approach:EPA)である。その主旨は、WTOがCTESSの環境物品の恒常的な自由化を先導するのではなく、各国の指定国家機関(Designated National Authority:DNA)が個々の国々の問題へ対処する計画に基づいて“環境プロジェクト”を実行していくというものである。EPAについてより詳しくは、WTO[4 July 2005]TN/TE/W/54を参照されたい。

<sup>51</sup> カナダは、途上国が独自のリストを用意するための助成として、UNCTADに資金提供すると述べている(WTO[2 June 2005]TN/TE/W/50)p.1 para.3)

<sup>52</sup> ただし、日野[2004]では、「環境物品の自由化交渉を従来までの南北問題の構造と位置づけて解するには、慎重でなければならない」(p.160)と述べられている(南北問題の総括と近年のその歴史的転換については、吾郷[2003]第1章を参照されたい)。なぜなら、まず各国が独自の関心を交渉にむけていること、また一般的にBRICs諸国の台頭に代表されるように、途上国内部での成長格差の拡大とともに、その異質性および利害関係が、きわめて複雑化し錯綜していると考えられるからである。また、EGS交渉を環境問題へのアプローチと捉えることが許されるのであれば、環境問題への対応に積極的な先進国と、それに消極的な途上国という、環境問題の南北問題に対する視点にも一定の留保が求められよう。

現実の環境産業に対応させるかという点である。その意味では、今後の交渉における「非経済的目的」の実現性に注目されるところである。また、環境物品交渉とともに環境サービス交渉が進めば進むほど、「非経済的目的」の実現の観点から本来区別し難い両者の関係について交渉レベルでも取り上げられることになると予想される。

付表1 OECD・APEC リストの HS コード比較 (数)

	総 HS コード	処理後
OECD リスト	161	123
APEC リスト	109	109(49)
共通コード	36	

注)APEC リストの括弧は、統計細分が使用されている品目数を示す。

なお、処理後とは、リスト内に存在する HS6 桁分類の重複品目を除外したことを意味する。

出所) 日野 [ 2004 ] p.153

付表2 APEC リストの各国のノミネート数の内訳

	数	割合 (%)
米国	60	55.0
カナダ	45	41.3
日本	16	14.7
台湾	16	14.7
シンガポール	16	14.7
ニュージーランド	7	6.4
香港	6	5.5
中国	4	3.7
韓国	3	2.8

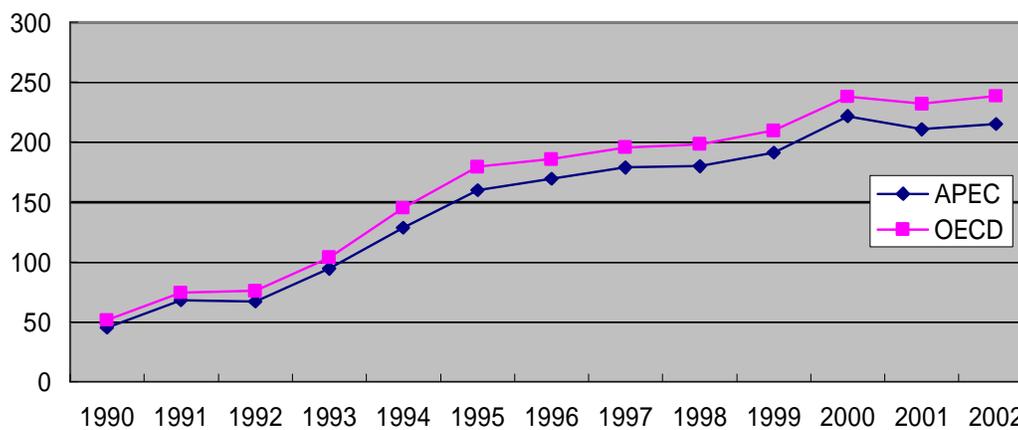
出所) WTO [ 22 April 1999 ] "WT/GC/W/138/Add.1" pp.11-19 より作成

付表3 APEC リストの自由化品目削除要請の内訳(%)

タイ	95
中国	84
ブルネイ	35
日本	11
韓国	7
マレーシア	7
フィリピン	6
台湾	2
米国	0
カナダ	0
シンガポール	0
ニュージーランド	0

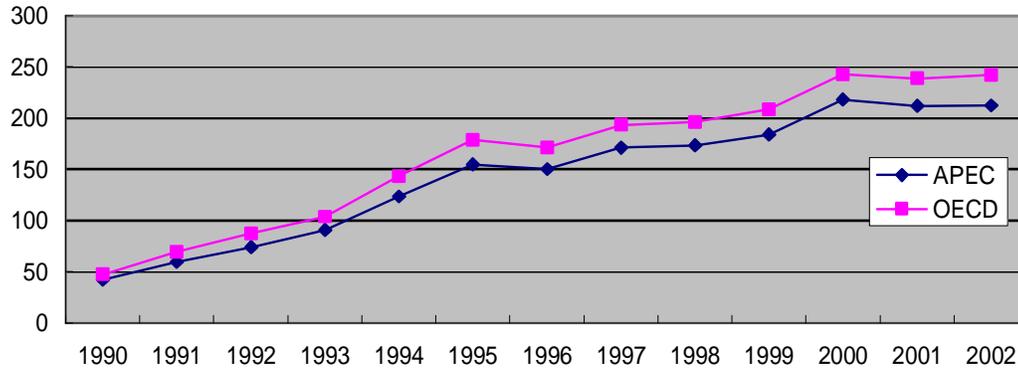
出所) WTO [ 26 January 1999 ] “WT/GC/W/138” p.14 の表より作成

付図1 OECD/APECリストに基づく環境物品の輸出額の推移(10億ドル)



出所) WTO Secretariat [ 2004 ] より作成

付図2 OECD/APECリストに基づく環境物品の輸出額の推移(10億ドル)



出所) WTO Secretariat [ 2004 ] より作成

参考資料

- WTO [ 6 July 2005 ] “TN/TE/W/57”, Geneva.
- WTO [ 4 July 2005 ] “TN/TE/W/54”, Geneva.
- WTO [ 4 July 2005 ] “TN/TE/W/52, TN/MA/W/18/Add.7”, Geneva.
- WTO [ 27 June 2005 ] “TN/TE/W/47/Add.1”, Geneva.
- WTO [ 16 June 2005 ] “TN/TE/W/49/Suppl.1”, Geneva.
- WTO [ 3 June 2005 ] “TN/TE/W/51”, Geneva.
- WTO [ 2 June 2005 ] “TN/TE/W/50”, Geneva.
- WTO [ 26 May 2005 ] “TN/TE/W/49”, Geneva.
- WTO [ 18 February 2005 ] “TN/TE/W/48”, Geneva.
- WTO [ 17 February 2005 ] “TN/TE/W/47”, Geneva.
- WTO [ 11. February 2005 ] “TN/S/W/28”, Geneva.
- WTO [ 10 February 2005 ] “TN/TE/W/46”, Geneva.
- WTO [ 3 December 2004 ] “TN/TE/W/44”, Geneva.
- WTO [ 3 December 2004 ] “TN/TE/R/10”, Geneva
- WTO [ 16 July 2004 ] “TN/TE/R/9”, Geneva.
- WTO [ 6 July 2004 ] “TN/TE/W/42”, Geneva.
- WTO [ 11 August 2003 ] “TN/MA/W/40”, Geneva
- WTO [ 7 July 2003 ] “TN/MA/W/18/Add.5, TN/TE/W/38”, Geneva.
- WTO [ 21 February 2003 ] “TN/TE/W/19, TN/MA/W/24”, Geneva.
- WTO [ 7 January 2003 ] “TN/MA/W/6/Add.1”, Geneva

WTO [ 2 December 2002 ] “TN/MA/W/17”, Geneva.  
WTO [ 20 November 2002 ] “TN/MA/W/15, TN/TE/W/17”, Geneva.  
WTO [ 31 October 2002 ] “TN/TE/R/3”, Geneva.  
WTO [ 15 October 2002 ] “TN/MA/W/9”, Geneva.  
WTO [ 24 June 2002 ] “TN/MA/W/1”, Geneva.  
WTO [ 27 November 2001 ] “S/CSS/W/121”, Geneva  
WTO [ 4 May 2001 ] “S/CSS/W/76”, Geneva  
WTO [ 22 December 2000 ] “S/CSS/W/38”, Geneva.  
WTO [ 18 December 2000 ] “S/CSS/W/25”, Geneva  
WTO [ 28 September 1999 ] “S/CSC/W/25”, Geneva.  
WTO [ 22 April 1999 ] “WT/GC/W/138/Add.1”, Geneva.  
WTO [ 26 January 1999 ] “WT/GC/W/138”, Geneva.  
WTO [ 13 March 1998 ] “WT/CTE/67/Add.1”, Geneva.  
WTO Secretariat [ 2004 ] “Tariffs and Trade in Environmental Goods”,  
( [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/envir\\_e/wksp\\_goods\\_oct04\\_e/teh\\_wto\\_e.ppt](http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/wksp_goods_oct04_e/teh_wto_e.ppt) ) .  
外務省国際機関第一課 [ 2004 ] 「 WTO 新ラウンド交渉メールマガジン」 第 87 号

#### 参考文献

Araya, M.[ 2003 ]“WTO Negotiations on environmental goods and services: maximising opportunities?” ( <http://www.ong-omcmexico.org.mx/WebPage/web/doctos/GETS4.pdf> ) .  
Chaytor, B. [ 2003 ] “A Primer on Environmental Goods and Services: Definitional Challenges to the Negotiation of Further Liberalisation”, ( <http://www.field.org.uk/PDF/RSPB.pdf> ) .  
Chaytor, B. [ 2002 ] “Negotiating Further Liberalization of Environmental Goods and Services: An Exploration of the Terms of Art”, *Review of European Community & International Environmental law*, Vol.11, Issue3, pp.287-297.  
OECD [ 2004 ] “Liberalizing Trade in “Environmental Goods”: Some Practical Considerations”, COM/ENV/TD(2003)34/FINAL, Paris.  
OECD [ 2003 ] “Environmental Goods: A Comparison of the APEC and OECD Lists”, COM/ENV/TD(2003)10/FINAL, Paris.  
OECD[ 2001 ] *Environmental Goods and Services: The Benefit of Further Global Trade Liberalization*, Paris.  
OECD [ 1999 ] “Future Liberalisation of Trade in Environmental Goods and Services: Ensuring Environmental Protection as well as Economic Benefits”, COM/TD/ENV(98)37FINAL, Paris.

- OECD [ 1997 ] “Processes and Production Methods: Conceptual framework and Considerations on USE of PPM – Based Trade Measures”, OCDE/GD( 97 )137, Paris.
- OECD [ 1996 ] *The Global Environmental Goods and Services Industry*, Paris.
- OECD/Eurostat [ 1999 ] *The Environmental Goods and Services Industry: Manual on Data Collection and Analysis*, OECD Publications, Paris.
- UNCTAD [ 2004 ] *Trade and Environment Review 2003*, Geneva.
- UNCTAD [ 2003 ] “Environmental Good: Trade Statistics of Developing Countries”, UNCTAD/TD/B/COM1/EM.21/CRP.1, Geneva.
- UNCTAD[ 1995 ] “Environmentally Preferable Products( EPPs )as a Trade Opportunity for Developing Countries”, UNCTAD/COM/70, Geneva.
- WTO [ 2004 ] “Trade and Environment at WTO”,  
( [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/envir\\_e/envir\\_backgrnd\\_e/trade\\_env\\_e.pdf](http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/envir_backgrnd_e/trade_env_e.pdf) ).
- 吾郷健二 [ 2003 ] 『グローバルゼーションと発展途上国』 コモンズ.
- 天野明弘 [ 2003 ] 『環境経済研究』 有斐閣.
- 日野道啓 [ 2005 ] 「環境物品の自由化交渉の争点の構造と WTO の位置付け」 『九州経済学会年報』 第 43 集 ( 掲載予定 ).
- 日野道啓 [ 2004 ] 「EGS の自由化交渉に関する一考察 環境物品を中心に」 『経済論究』 ( 九州大学大学院 ) 第 120 号.
- 岩田伸人 [ 2003 ] 「国際貿易における製品非関連 PPMs とエコ・ラベリング」 『青山経営論集』 第 37 巻第 4 号.
- 岩田伸人 [ 2002 ] 「貿易と環境の問題をめぐる CTE の動向」 『青山経営論集』 第 37 巻第 1 号.
- 岩田伸人 [ 2000 ] 「WTO 次期交渉における農業と環境の問題・下」 日本関税協会編 『貿易と関税』 第 48 巻第 1 号.
- 岩田伸人 [ 1999 ] 「貿易と環境サービスの問題」 『青山経営論集』 第 34 巻第 3 号.
- 環境庁 [ 1995 ] 『環境白書 ( 総説 )』 ぎょうせい.
- 小寺彰 ( 編 ) [ 2003a ] 『転換期の WTO 非貿易的関心事項の分析』 東洋経済新報社.
- 小寺彰 [ 2003b ] 「WTO 体制における「非貿易的関心事項」の位置 その鳥瞰図」 小寺彰 ( 編 ) [ 2003a ] 所収.
- 小島道一 [ 2003 ] 「環境保全を促進する貿易政策」 寺西俊一 ( 編 ) [ 2003 ] 『新しい環境経済政策』 東洋経済新報社.
- 長崎大学文化環境/環境政策研究会編 [ 2001 ] 『環境科学へのアプローチ』 九州大学出版会.
- 西田勝喜 [ 2002 ] 『GATT/WTO 体制研究序説』 文眞堂.
- 岡本次郎 ( 編 ) [ 2001 ] 『APEC 早期自由化協議の政治過程』 アジア経済研究所.
- 渡辺光 [ 1977 ] 「環境論の展開」 環境情報科学センター.